

財政的援助団体等監査結果報告書

平成24年度

佐賀県監査委員

監査第 98 号
平成25年5月29日

佐賀県議会議長
佐賀県知事

木原 奉文 様
古川 康 様

佐賀県監査委員 池田 巧
同 田中 俊雄
同 三竿 博史
同 石丸 博

財政的援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果	2
第3 意見事項	8
用語等の説明	16
監査対象団体ごとの監査結果	17
(1) 監査対象団体	
【出資団体】	
財団法人 佐賀県芸術文化育成基金	18
一般財団法人 佐賀県環境クリーン財団	18
財団法人 佐賀県教育文化振興財団	19
財団法人 佐賀県地域福祉振興基金	19
財団法人 佐賀県長寿社会振興財団	20
地方独立行政法人 佐賀県立病院好生館	21
財団法人 佐賀県総合保健協会	22
財団法人 佐賀県アイバンク協会	23
財団法人 佐賀県臓器バンク	23
公益財団法人 佐賀県食鳥肉衛生協会	24
公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター	24
公益社団法人 佐賀県農業公社	28
財団法人 佐賀県青年農業者育成センター	30
社団法人 佐賀県畜産協会	30
社団法人 佐賀県畜産公社	31
財団法人 嘉瀬川ダム対策基金	32
公益財団法人 さが緑の基金	33
佐賀ターミナルビル株式会社	33
【補助金等交付団体】	
佐賀から元気を送ろうキャンペーン実行委員会	35
学校法人 昭和学園	35
学校法人 明善学園	36
学校法人 英尚学園	36
学校法人 松尾学園	37
学校法人 伊万里学園	37
大坪産業株式会社	38
株式会社平成開発	38

ありた株式会社	3 8
一般財団法人 佐賀陸上競技協会	3 9
佐賀県ヨット連盟	3 9
公益財団法人 佐賀国際重粒子線がん治療財団	4 0
社会福祉法人 洗心和合会	4 1
医療法人 竜門堂	4 1
有限会社フレンドリー	4 1
社会福祉法人 洞庵の園	4 2
社会福祉法人 祥楓会	4 3
社会福祉法人 椎原寿恵会	4 3
社会福祉法人 佐賀整肢学園	4 3
社会福祉法人 たちばな会	4 4
社会福祉法人 まつら会	4 5
特定非営利活動法人 にこにこクラブ	4 6
特定非営利活動法人 やまと共同作業所	4 6
医療法人 浄心会	4 7
特定非営利活動法人 ステップ・ワーカーズ	4 8
医療法人 正友会	4 8
医療法人財団 友朋会	4 8
社団法人 武雄杵島地区医師会	4 9
一般社団法人 伊万里・有田地区医師会	5 0
唐津赤十字病院	5 0
社団法人 佐賀県医師会	5 1
一般社団法人 伊万里有田会営薬局	5 1
株式会社アイ・シー・アール	5 2
株式会社ピュール	5 2
佐賀商工会議所	5 2
鳥栖商工会議所	5 3
社団法人 佐賀県観光連盟	5 3
富士大和森林組合	5 4
伊万里西松浦森林組合	5 4
佐賀県土地改良事業団体連合会	5 5
諸富土地改良区	5 6
神埼町土地改良区	5 6
昭和自動車株式会社	5 7
祐徳バス株式会社	5 7
クラブツーリズム株式会社	5 7
株式会社読売旅行	5 8

ハウステンボス連携誘客プロジェクト	5 8
嬉野温泉周遊観光二次交通整備推進会	5 9
佐賀県世界遺産フェスタ等実行委員会	5 9
社団法人 佐賀県造園建設業協会	6 0
佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議	6 1
社団法人 佐賀県トラック協会	6 1
社団法人 佐賀県バス・タクシー協会	6 2
一般財団法人 佐賀県環境クリーン財団（再掲）	1 8
財団法人 佐賀県長寿社会振興財団（再掲）	2 0
地方独立行政法人 佐賀県立病院好生館（再掲）	2 1
公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター（再掲）	2 4
公益社団法人 佐賀県農業公社（再掲）	2 8
財団法人 佐賀県青年農業者育成センター（再掲）	3 0
社団法人 佐賀県畜産協会（再掲）	3 0
財団法人 嘉瀬川ダム対策基金（再掲）	3 2
佐賀ターミナルビル株式会社（再掲）	3 3

【公の施設の指定管理団体】

佐賀県障害者スポーツ協会（勤労身体障害者教養文化体育館）	6 3
特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク （佐賀県難病相談・支援センター）	6 4
財団法人 佐賀県教育文化振興財団（再掲） （佐賀県北山少年自然の家） （佐賀県黒髪少年自然の家） （佐賀県波戸岬少年自然の家）	1 9
佐賀県ヨット連盟（再掲） （佐賀県ヨットハーバー）	3 9
財団法人佐賀県長寿社会振興財団（再掲） （佐賀県介護実習普及センター）	2 0
公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター（再掲） （佐賀県地域産業支援センター） （佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター）	2 4

所管課・関係課ごとの監査結果 6 5

（２）所管課・関係課

【出資団体関係】

まなび課	6 6
医務課	6 6

健康増進課	6 7
新産業・基礎科学課	6 7
国際戦略グループ.....	6 8
農産課	6 8
畜産課	6 9
空港課	6 9

【補助金等交付団体関係】

男女参画・県民協働課	7 1
こども未来課	7 1
スポーツ課	7 3
文化課（世界遺産登録推進室）	7 5
母子保健福祉課	7 5
長寿社会課	7 5
障害福祉課	7 6
障害福祉課（就労支援室）	7 9
医務課	8 0
健康増進課	8 2
薬務課	8 4
国際交流課	8 6
商工課	8 6
観光課	8 7
林業課	8 7
農地整備課	8 8
新幹線・地域交通課	8 9

【指定管理団体関係】

スポーツ課	9 1
-------------	-----

第 1 監査の概要

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政的援助団体等の監査を次のとおり実施した。

1 監査の実施時期

平成 24 年 6 月から平成 25 年 2 月まで

2 監査の対象団体

県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体及び補助金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体（補助金等交付団体）並びに公の施設の管理者に指定している団体のうち 73 団体について実施

区 分	出 資	補助金等 交付	公の施設の 指定管理	計
財団法人・公社・ 地方独立行政法人	14	7	6	27 (15)
社団法人	3	10		13 (11)
学校法人		5		5 (5)
社会福祉法人・医療法人		11		11 (11)
NPO 法人		3	1	4 (4)
株式会社・有限会社	1	11		12 (11)
その他		15	2	17 (16)
計	18	62	9	89 (73)

(注) ・数値は団体数で、() は重複を除く実団体数

・「その他」は、商工会議所、土地改良区、森林組合、協会・協議会・実行委員会等の任意団体

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

- (1) 出資団体については、経営が適切、良好に行われているか。
- (2) 補助金等の交付団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか。
- (3) 公の施設の管理団体については、運営及び財産管理が適切に行われているか。

などを着眼点とした。

4 監査の実施方法

団体及び所管課の平成 23 年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

第 2 監 査 の 結 果

出資団体及び補助金等交付団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次のような指摘事項が認められたので、所管課並びに団体に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

1 重要な指摘事項

(1) 補助金等交付団体関係

(所管課に対するもの)

- ① 補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指示、指導で、不十分なものがあつた。

【障害福祉課（特定非営利活動法人やまと共同作業所）】

契約手続や施工内容については、補助金交付要綱等に規定するなど、事前にできるだけ明確にし、また、補助事業者に対して、十分な指示や指導を行う必要があつた。しかしながら、事前の指示、指導や申請書等の審査が不十分であつたため、団体の補助事業の執行において、不適切な事例が見受けられた。

補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指示、指導を徹底されたい。

ア 入札に際し、全参加業者に工事内容を適切に説明できるようにするため、設計書を作成すべきであつた。

イ 入札参加業者については、建設業（建築）の許可を受けているなど施工能力のある業者を選定すべきであつた。

ウ 本補助金は2千万円までは全額補助であり、補助事業者の自己負担はほとんどないことから、真に必要な工事か事前に検討すべき事例が見受けられた。

・事前に検討すべき事例

階段工 1, 680, 105円（既存の階段があり改修で対応可能）

耐震補強工事 1, 954, 575円

（設計書の中に耐震診断料が含まれており、工事と一体的に実施されている。耐震診断の結果が分からなければ耐震補強工事がどの程度の規模で必要か分からない。）

エ 申請時と実績報告書提出時とで、施工内容が相違している（空調設備の設置箇所の変更、更衣室がロッカーに変更）が、設計書等が徴取されておらず、施工内容や事業費の妥当性の検討をしないまま、補助金額に影響が及ばないとして、補助金変更交付申請を求めていなかった。

オ 耐震補強工事については2百万円近い工事であるが、工事個所は建物の壁面内部にあり、壁を取り外さなければ確認できない。

施工状況の写真等の工事完成を確認ができる書類が作成されていなかった。

カ 工事代金については現金で支払われているが、高額であり、相手方に支払ったことが客観的に分かるよう、また、安全面の観点からも口座振込で支払うようにする必要があつた。

支払日及び金額 平成23年6月14日 8,000,000円
平成23年10月1日 12,046,078円

② 事業効果を年度中に発現できるよう実施方法を見直されたい。

【障害福祉課（就労支援室）（特定非営利活動法人ステップワーカーズ）】

当事業は、当初予算で1施設4千万円の予算が計上されていたが、事業年度の6月に補助事業者の要望調査を実施し、予算額に不足が生じたことから、9月議会で予算の補正を行い、事業費を確保して事業実施となっていた。事業採択で経営コンサルタントの評価を要件としており、必要な手順に一定の時間を要し、工賃の引き上げに必要な大規模生産設備の完成が年度末となり、事業効果の発現が翌年度以降となっていた。

当初予算成立前に補助事業者の事前調査を行い、必要な予算の確保と補助事業者を早急に決定して、事業効果が早期に発現できるよう、実施方法を見直されたい。

【平成23年度大規模生産設備整備事業実施手続き】

平成23年6月・・・事前調査（B型施設へ）を開始（期限7月16日）
（2施設希望あり。）

平成23年8月・・・事前調査の結果、予算に不足が生じたことから、9月補正で追加計上

平成23年9月・・・補助事業希望者説明会開催

平成23年10月・・・補助事業者へ経営コンサルタント派遣事業計画の承認
（経営コンサルタントが10月からヒアリング等、事業計画への助言開始）

平成23年11月・・・事業計画書提出（経営コンサルタントへ）

平成23年11月・・・事業計画書の評価（事業計画書と合わせて県へ）

平成23年12月・・・審査会（副本部長、課長、室長により審査）

平成23年12月9日・・・内示

平成23年12月15日・・・交付申請書提出

平成23年12月26日・・・補助金交付決定

平成24年1月11日・・・大規模生産設備の事業者決定

平成24年3月19日・・・大規模生産設備竣工

平成24年3月20日・・・事業実施

③ 実行委員会の設置に当たり、庁内での協議が不十分であった。

【文化課（世界遺産登録推進室）（佐賀県世界遺産フェスタ等実行委員会）】

実行委員会設置の際、その必要性及び規約等の内容について、「協議会の設置及び運営に関する基本指針」で、本部の企画・経営グループに協議するとともに、規約等の内容については、職員課の確認を受けることとなっているが、行われていなかった。

(2) 公の施設の指定管理団体関係

(所管課に対するもの)

- ① 指定管理業務に含めることができない業務を、行わせていた。

【スポーツ課（佐賀県ヨットハーバー）】

使用料の減免は、条例に基づき、知事の権限であるにもかかわらず、管理運営業務仕様書で指定管理者に、その業務を行わせていた。

2 その他指摘事項

(1) 出資団体関係 (23件)

① 出資団体に対するもの (21件)

- ・総会の議決が遅れているもの (1件)
- ・出納員の任命がされていないもの (1件)
- ・事務局長に非常勤の常務理事が充てられているもの (1件)
- ・内部監査が実施されていないもの (1件)
- ・規程・規則等の見直しを要するもの (2件)
- ・収入金額が誤っているもの (1件)
- ・収入未済があるもの (1件)
- ・支出金額が誤っているもの (1件)
- ・契約事務に関し適正でないもの (4件)
- ・領収書を紛失しているもの (1件)
- ・資産の運用で検討を要するもの (1件)
- ・たな卸しの手続で適正でないもの (1件)
- ・会計処理手続きで内部の承認が適正でないもの (2件)
- ・財務諸表等の内容が適正でないもの (1件)
- ・県への協議や報告を要するもので実施されていないもの (1件)
- ・事業の執行で検討を要するもの (1件)

② 所管課に対するもの (2件)

- ・事業計画書や事業報告書の審査で適正でないもの (1件)
- ・基金事業で指導・助言を要するもの (1件)

(2) 補助金等交付団体関係 (113件)

① 補助金等交付団体に対するもの (48件)

- ・補助金交付申請書等の内容や添付書類に誤りがあるもの (2件)
- ・補助金交付申請書等の内容が不十分なもの (2件)
- ・実績報告書の内容に誤りがあるもの (11件)
- ・実績報告書の内容について検討を要するもの (1件)
- ・補助事業の効果が不十分なもの (2件)
- ・予算に関する事務処理で適正でないもの (6件)
- ・支出事務に関し適正でないもの (6件)
- ・規程等の制定の事務手続きで適正でないもの (1件)
- ・収入認定事務について適正でないもの (1件)
- ・収入事務に関し検討を要するもの (1件)
- ・契約事務に関し適正でないもの (7件)
- ・財産管理事務に関し適正でないもの (3件)
- ・証拠書類の保存について適正でないもの (1件)

- ・財務諸表等の内容が適正でないもの（１件）
- ・監査報告の時期が適正でないもの（１件）
- ・補助事業の進行管理が適正でないもの（１件）
- ・県への協議や報告を要するもので実施されていないもの（１件）

② 所管課に対するもの（６５件）

- ・補助事業者への指導不足及び補助金等交付申請書等の審査事務が適正でないもの（１７件）
- ・事業効果の検証方法について指導を要するもの（１件）
- ・補助金等交付要綱や実施要領の見直しを要するもの（１９件）
- ・補助事業について、事業実施要領等を定め実施する必要があるもの（１件）
- ・補助金交付要綱の制定が遅延しているもの（１件）
- ・補助金の交付決定や額の確定が遅延しているもの（８件）
- ・補助金交付決定等の事務処理が適正でないもの（３件）
- ・予算措置が適正でないもの（１件）
- ・収入事務に関し指導を要するもの（１件）
- ・補助金の支出事務に関し適正でないもの（１件）
- ・補助事業の採択で検討を要するもの（１件）
- ・補助金の交付時期について検討を要するもの（３件）
- ・補助対象要件となる耐震化整備指定医療機関の指定がされていないもの（１件）
- ・消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額報告書の提出について確認や指導を要するもの（１件）
- ・負担金の支払が遅延しているもの（１件）
- ・負担金事業の会計について協会との協議が不十分なもの（１件）
- ・協定書を締結していないもの（１件）
- ・間伐事業に係る標準仕様書で指導を要するもの（１件）
- ・補助事業の進行管理を今後行う必要のあるもの（１件）
- ・代替農地の収支差額の取扱いについて検討を要するもの（１件）

（３） 公の施設の指定管理団体関係（１７件）

① 指定管理団体に対するもの（１３件）

- ・指定管理受託団体の組織体制について適正でないもの（１件）
- ・運営に関する業務で、適正でないもの（１件）
- ・収入事務に関し適正でないもの（１件）
- ・財産管理事務に関し適正でないもの（４件）
- ・県への協議や報告を要するもので実施されていないもの（２件）
- ・協定書に基づく規程の整備がされていないもの（１件）
- ・実績報告書の内容について誤りがあるもの（１件）
- ・実績報告書の内容について検討を要するもの（１件）

- ・契約事務に関し適正でないもの（１件）

② 所管課に対するもの（４件）

- ・補助事業者への指導不足及び補助金等交付申請書等の審査事務が適正でないもの（２件）
- ・収入事務に関し指導を要するもの（１件）
- ・事業計画書や事業報告書の審査で適正でないもの（１件）

3 監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果

監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果については、１８ページから９１ページまでに記載している。

第 3 意見事項

この意見は、平成24年6月から平成25年2月までの間に執行した監査において気づいたことを述べたものであり、今後の業務運営及び行政運営に当たり留意され、改善措置について検討されたい。

1 出資団体に対するもの

県は、県行政を補完するため、公益上必要がある場合、出資をし、団体を設立して、事業を行わせることができるが、その前提として、団体の運営が適切かつ健全に行われるよう、適切な指導監督を行うとともに、必要な支援等に努める必要がある。

しかしながら、今回の監査では、次のような問題点や改善すべき課題が見られた。

(1) 主な指摘事項

(経営状況に関する問題)

- ① 平成23年度に多額の赤字を計上し、今後の経営状況に不安がある団体があった。

(組織及び運営に関する問題)

- ② 寄附行為に定めた手続きが守られていない団体があった。
事業計画、予算の届出及び事業報告、決算の報告が県になされていなかった。
- ③ 事業計画等の変更で総会の議決が遅れている団体があった。
年度中途の新規事業実施に係る事業計画及び収支予算の変更について、総会議決が遅れ、事業開始後になされていた。
- ④ 内部監査規定があるにもかかわらず、監査が実施されていない団体があった。
- ⑤ 事業計画等に係る機関決定のあり方で、検討を要する団体があった。
農地取得資産の評価損の処理で、理事会の承認（事業計画及び予算）を受けないまま、決算整理として処理されていた。
- ⑥ 事務処理規程に専決事項があるにもかかわらず、遵守されていない団体があった。
契約事務で、常務理事の専決事項を事務局長の決裁で処理されていた。
- ⑦ 会計規程で、出納員を置くこととなっているにもかかわらず、出納員の任命がなされていない団体があった。

(諸規程及び事務処理に関する問題)

- ⑧ 団体の諸規程で改正を要する団体があった。
事務局長の選任規程に不備があるものや就業規則に振替休日の規定がないものがあった。
- ⑨ 旅費規程が整備されていない団体があった。

団体の就業規則で、旅費規程に基づき旅費を支給することとなっていたが、規程が整備されていなかった。また、職員旅費の算定に誤りがあり、返納を要するものがあった。

- ⑩ 団体の経理規程等に定める契約事務手続きで、適正でない団体があった。
 - ・指名委員会による業者選定が必要な工事契約で、指名委員会が開催されていなかった。
 - ・契約書の必要な契約で、契約書が作成されていなかった。
 - ・予定価格調書の作成が必要なもので、予定価格調書が作成されていなかった。
 - ・工事に係る「監督・検査・確認調書」が作成されていなかった。
- ⑪ 資産の運用で、検討を要する団体があった。

資産の運用果実で事業実施がなされているが、事業費が予定を下回り多額の繰越金が発生していた。

事業内容の見直し等による事業の拡大や基本財産への繰り入れ等について検討を要するものがあった。
- ⑫ 決算時における棚卸しの事務手続きで適正でない団体があった。

実地棚卸しの際に、受払及び保管に関係のない第三者の立ち会いがなく、棚卸しの実施者、実施日が確認できる書類が作成されていなかった。
- ⑬ 諸収入金の収入で、取扱いが適正でない団体があった。

美術展出品料の収入で、現金受領額と領収書の合計金額が一致しておらず、現金を少なく受領しているものがあった。
- ⑭ 過年度未収金がある団体があった。

医業未収金で、過年度未収金の解消に努力すべきであった。
- ⑮ 決算額が誤っていた団体があった。

固定資産の減価償却額の算定を誤り、決算額に誤りがあった。
- ⑯ 証拠書類の保管・管理が適正でない団体があった。

領収書を紛失していた。

(2) 個別意見

- ① 社団法人佐賀県畜産公社にあっては、事業計画に対して、各出荷団体から牛、豚の出荷頭数が減少したことに伴い、と畜処理収入等が減少し、多額の損失を計上している。

会員である各出荷団体に対し、計画に基づく出荷要請をする等の積極的な営業活動を行うとともに、早急に経営改善計画（コスト削減を含む）を策定して、公社の健全経営に努められたい。

また、所管課である畜産課にあっては、社団法人佐賀県畜産公社の経営について、コスト削減を含む早急な経営改善計画の策定を指導するとともに、出資者として積極的に公社の健全経営に関与されたい。
- ② 空港課にあっては、佐賀空港用地の代替農地取得資金として、公益社団法人佐賀県農業公社に対し、農地保有合理化事業特別資金を貸付し、代替農地を長

期に亘って公社に保有・管理させている。

佐賀空港開港後13年が経過した現在、東京便の増便や佐賀空港の国際化に向けて、LCC（格安航空会社）の誘致活動の取組が進められているが、空港建設当時と比較し、社会情勢や農業情勢も変化していることから、空港施設の拡充に伴う代替農地については、庁内関係部局で議論のうえ、その必要性を検討されたい。

（3）総括意見

- ① 県が出資等を行っている団体については、公益法人制度改革を受け、平成25年11月末日までに、一般法人か公益法人への移行手続きを終了することとなっているが、今回監査した18出資団体のうち、移行が終了した団体は5団体と少なかった。

新公益法人への移行が円滑に行われるよう指導されたい。

- ② 個別の指摘事項を見ると、従来からの指摘と同様で、諸規程の整備、見直しや、諸規程に基づく事務手続きがなされていない。改めて、団体の実情や課題を見極め、必要な指導を徹底されたい。

2 補助金等交付団体に対するもの

県は、公益上必要がある場合、特定の施策を推進するため、特定の団体に対し補助金や負担金を交付して事業を実施している。

補助事業者は、補助事業等を適正に執行するためには、関係する法令等に基づき、事業ごとに定められた補助金等交付要綱等に沿って、会計処理、事務処理を行う必要がある。

県は、補助事業者に対し、補助金等の目的に沿って事業が遂行されているか、意思決定の手続きや諸規程を整えて適正に執行されているか、確認指導する立場にある。

今回の監査で、次のような問題点や改善すべき課題が見られた。

（1）主な指摘事項

（団体に対するもの）

- ① 実績報告書の内容が不十分な団体があった。
補助事業実施に基づく事業効果の記載内容が不十分で、事業効果の達成度合いが不明確となっていた。
- ② 実績報告書の内容に誤りがある団体があった。
補助事業の実施において、補助対象経費とそれ以外の経費がある場合に、補助対象外経費を補助対象経費として報告するなど、実績報告書の内容に誤りがあった。
- ③ 補助事業に係る事業計画及び予算の承認が行われていないものや遅れている団体があった。
- ④ 補助金等の変更申請が必要な団体があった。

補助金申請時と実績報告時とで事業内容に変更があったが、変更申請の手続きがなされていなかった。

- ⑤ 補助事業実施に係る収入認定事務の誤りで、利用者からの負担金を過大に徴収している団体があった。
- ⑥ 施設整備等の契約事務で、適正でない団体があった。
 - ・入札に際して、施工能力に疑問のある業者が選定されていた。
 - ・契約書の作成が必要な契約で、契約書が作成されていなかった。
- ⑦ 補助金の交付条件に反して、知事の承認を得ていない団体があった。
知事の承認を受けないまま、補助対象施設を担保に供していた。
- ⑧ 実行委員会の規程の制定で、会長の決裁がない団体があった。
- ⑨ 実行委員会の予算執行で、適正でない団体があった。
予算流用手続きを経ないまま、予算額を超えて執行しているものがあった。
- ⑩ 実行委員会の決算で、監事による監査を受けないまま、総会が開催されている団体があった。

(所管課に対するもの)

- ⑪ 補助金交付要綱の制定が遅延しているものがあった。
- ⑫ 補助金交付要綱で、見直しを要するものがあった。
 - ・補助金交付申請処理に係る標準的な期間が定められていなかった。
 - ・補助事業成果の記載欄がなかった。
 - ・国の補助事業で、国の要綱が改正されているにもかかわらず、県の要綱が改正されていなかったため、要綱に定める対象経費に不一致があった。
- ⑬ 補助金交付決定が遅れ、事業効果の発現が遅れているものがあった。
- ⑭ 補助金申請書及び実績報告書の審査が不十分なものがあった。
- ⑮ 補助金交付決定通知書に補助事業の交付条件が列挙されていないものがあった。
- ⑯ 補助事業の対象要件を確認しないまま、交付決定をしているものがあった。
耐震化整備指定医療機関の指定がされていなかった。
- ⑰ 補助金の支出（運営費及び施設整備の概算払いや精算払い）が遅れ、団体に過大な負担を強いているものがあった。
- ⑱ 繰越事業に係る補助金支出で適正でないものがあった。
出来高確認（完了検査）をしないまま、補助金を支出していた。
- ⑲ 一部に補助目的が達成しておらず、継続して事業者への指導が必要なものがあった。
- ⑳ 実行委員会の設置に当たり、庁内での協議が不十分なものがあった。

(2) 個別意見

(全庁的なもの)

- ① 「協議会の設置及び運営に関する基本指針」の徹底について
実行委員会等の設置における庁内協議の徹底については、昨年も重要な指摘

として注意喚起したところであるが、徹底されていなかった。

適正な事業の実施と透明性のある予算の執行を図る目的で、県庁内で議論され、統一したルールとして「協議会の設置及び運営に関する基本指針」が策定されており、この「基本指針」の徹底に努められたい。

② 補助事業者に対する指導の徹底について

県の補助金交付事務については、申請様式の簡素化や提出部数等の削減に改善が見受けられるが、要綱等に定める申請書の提出日の時期の遅れ、申請書が到達してから交付決定をするまでの標準処理期間の定めがないもの、補助金の概算払できる経費で、概算払がなされていないものや遅れているものなど、事業者には負担を強いているものがあった。

また、補助事業の実施に当たっては、補助金交付要綱等において補助事業等の適正な執行を図るため、補助金等の交付条件として共通的な事項を「佐賀県補助金等交付規則」で定められているが、補助事業を遂行するために締結する契約に関する条件が明確でない部分があることから、補助事業者の事業遂行で一部に不適正な契約手続きが見受けられた。

県にあっては、補助事業者の事業遂行が適正になされるよう、事業実施要領の作成をはじめ、補助事業等の遂行の指示・是正措置を的確に実施するため、事業実施中の状況報告を徴取するなど、補助事業者に対する指導を徹底されたい。

(所管課に対するもの)

③ 薬務課にあっては、西部保健医療圏に整備された伊万里有田共立病院の機能に合わせ、地域の基幹薬局となる高機能薬局を整備し、地域の医療提供体制（病院・薬局連携）の再構築を図ることを目的に補助がなされているが、監査時点では、夜間対応薬局及び地域かかりつけ薬局への誘導拠点のみの機能となっており、効果が限定的となっていた。

補助目的を達成させるため、継続した指導を実施するとともに、事業の進捗管理を徹底されたい。

④ ヨット競技は、小中学生から、高校生、成年までを対象とし、インターハイや国民体育大会などの国内大会のみならず、国際大会も視野に入れて、活動を続けられ、優秀な成績を上げられており、県民の期待は大きいものがある。現在その普及振興はヨット連盟を核に活動されているが、ヨット連盟は、組織力も脆弱で、活動財源も乏しい状況にある。

平成24年度からスポーツ行政については教育委員会から知事部局へ所管が移され、今後この分野については力を入れていかれると考えるが、スポーツの普及振興及び競技力の向上並びに指導者の育成、確保に当たっては、各種競技団体の状況を踏まえながら、中長期的な方針を持って取り組まされたい。

(3) 総括意見

補助金等交付団体に対する指摘は、昨年の指摘と同様に、補助金等交付規則、

交付要綱に定めた条件が守られていないといった指摘事項が多かった。これらについては、県が、補助金申請書及び実績報告書の審査や、事業実施状況の的確な把握に努め、指導をすれば少なくともできるものである。

一方、所管課に対する指摘は、補助金の内示、交付決定、支出時期の遅れなどで、補助事業者に負担を強いるものや事業効果の早期発現という観点から、問題があるものがあつた。中には、当初予算で事業費を確保しているにもかかわらず、事業年度に補助事業者の要望調査を行って補助事業者を決定しているものなど、予算編成や事業執行の取組方法に疑問を抱くものもある。

また、申請書等書類の審査が十分でなく、中には申請内容と補助金交付要綱に定める対象経費の不一致や対象要件に合致しないものへの交付決定など、杜撰な事務処理が見られた。

昨年も監査意見として述べたところであるが、各本部の企画・経営グループ及び業務の進行管理を行う立場にあるその上司（係長、副課長、課長）におかれては、補助金事務の審査及び事業の進行管理の重要性を再認識され、指導を徹底されたい。

3 公の施設の指定管理団体に対するもの

地方自治法の改正により、多様化する行政ニーズに的確に対応するために、民間事業者が有するノウハウを活用し、サービスの向上と経費節減を目的とした指定管理者制度が設けられ、本県でも、平成16年度から当制度が導入され、この間、監査を通じて指定団体や所管課に対して事務処理の改善等を求めてきた。

平成24年度からは、3度目の指定管理団体の更新のところもあり、指摘事項等の問題事項は少なくなってきたが、依然として、次のような問題点や改善すべき課題が見られた。

(1) 主な指摘事項

(指定管理団体に対するもの)

- ① 協定書に基づく規程の整備がなされていない団体があつた。
管理運営業務に係る情報公開に必要な規程を整備し、情報公開を実施することとなっているが、情報公開に必要な規程が整備されていなかった。
- ② 施設の運営に関する業務で、適正でない団体があつた。
施設の開館時間に基づき、職員が配置されているが、労働基準法に定められた休憩時間が取れない職員配置となっていた。
- ③ 指定管理に係る実績報告書（決算額）に誤りがある団体があつた。
施設の維持管理経費（光熱水費、清掃等の各種委託料）の決算で、施設内に同居している他団体の共益費を決算額に含めないで報告されていた。
- ④ 使用料の納入時期で、適正でない取扱いをしていた団体があつた。
使用料の納入時期は、使用日の1週間前までに、1日単位で使用する場合の納期は使用の際となっているが、納期後に徴収しているものがあつた。

- ⑤ 施設の使用許可で、事前に許可をしないまま、使用させている団体があった。
- ⑥ 施設内の備品の管理で、適正でない団体があった。
県備品と団体備品が一緒の管理簿で管理されており、協定書に定める備品管理となっていなかった。
- ⑦ 仕様書に定める施設の保全計画書の作成及び県への提出がなされていない団体があった。

(所管課に対するもの)

- ⑧ 指定管理業務に含めることができない業務を、行わせているものがあった。
使用料の減免は、条例に基づき知事の権限であるにもかかわらず、管理運営業務仕様書で指定管理者に、その業務を行わせていた。
- ⑨ 事業報告書の審査が不十分なものがあった。
事業計画に対する実績の記載漏れや、実績額に誤りがあるにもかかわらず、修正指示を行うことなく受理していたものがあった。
- ⑩ 仕様書に定める施設の保全計画書の提出を指導していないものがあった。
県は、利用者が施設等を安全かつ安心して使用できるよう、常に施設等の予防保全に努めなければならないが、指定管理者から施設の保全計画書を提出させておらず、施設等の保全状況を把握していなかった。

(2) 個別意見

県の指定管理施設は、ほとんど利用料金制に移行している中で、唯一、佐賀県ヨットハーバーのみが使用料を徴収している。場所的にも県庁から遠く離れており、使用料の減免手続等に時間を要することは理解できるが、使用料の減免は、条例に基づく知事の権限であり、指定管理団体へ不適切な指示をすべきではない。

また、従来から指定管理者にインセンティブが働くよう、利用料金制の導入を検討するよう意見してきており、当施設においても、利用料金制への移行を検討されたい。

(3) 総括意見

平成24年4月から指定管理施設においても、CSO市民活動支援自販機を導入することとなった。このため、従来までは指定管理者が自主事業として自販機を設置して貴重な収入（自主財源）を確保し、施設利用者への事業（自主事業）に取り組まれていたが、この導入によって、指定管理者の貴重な収入（財源）が減少し、事業を縮小せざるを得なくなる恐れがあることから、今年の指定管理施設の監査報告において、指定管理施設へのCSO支援自販機設置に伴う減収影響分については、指定管理経費への算入について検討するよう関係部に申し入れしていた。しかしながら、今回監査した指定管理施設では、支援自販機設置に伴う減収影響分を指定管理経費へ算入されている施設はなかった。

指定管理者制度を所管する職員課にあっては、再度、指定管理経費の算定実態を調査するとともに、適切な指定管理経費の算定を指導されたい。

4 まとめ

以上、平成24年度の財政的援助団体等監査結果及び監査委員の意見を述べてきたが、今回の監査を通じ、個々の事務処理に対する担当職員の理解不足とそれをカバーするチェック機能が働いていないのではないかといった課題や事務事業の進行管理がなされていないといった課題が見受けられた。このことは、団体にあっても同様である。

県では、全ての施策分野において、施策の方向性を「佐賀県総合計画2011」として定めており、それを着実に実施していくことが求められている。

この「佐賀県総合計画2011」に定める施策を県民に必要とされる行政施策として推進していくためには、施策の成果目標を具体化する事業や取組等の立案、実行、評価、改善といったPDCAサイクルを回していく必要がある。その上で、高度な判断を要する場合は、職員課、財務課、会計課などの関係部局に相談することが重要である。

各本部においては、自らの判断と責任で、人や予算といった経営資源を必要な分野や課題に対して機動的に活用できる体制となっていることから、各本部長の下、企画・経営グループを中心に、行政統治力の一層の向上に努めるとともに、財政的援助団体等に対する指導を徹底されるよう望むものである。

※ 用語等の説明

用 語 等	説 明
地方自治法第199条 第7項 (財政的援助団体等の 監査に関する規定)	<p>条文(抜粋)</p> <p>監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。</p>
公の施設の指定管理者 制度	<p>指定管理者制度とは？</p> <p>平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するそれまでの「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。</p> <p>それまでの「管理委託制度」のもとでは、県が公の施設の管理を直接行わない場合、委託できるのは、改正前の地方自治法により、公共団体(市町村や土地改良区など)、公共的団体(農協や自治会など)及び自治体が出資する出資法人に限定されていました。</p> <p>「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律上特段の制約がないことから、民間企業やNPO法人などを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。</p> <p>指定管理者制度の目的</p> <p>指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。(佐賀県ホームページ引用)</p>
NPO法人	<p>「NPO (Non Profit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。</p> <p>このうち、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格(個人以外で権利や義務の主体となり得るもの)を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。(内閣府ホームページ引用)</p>
公益法人制度改革関連 3法	<p>① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</p> <p>② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律</p> <p>③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>

監査対象団体ごとの監査結果

1 出資団体

団 体 名	財団法人佐賀県芸術文化育成基金		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成24年9月12日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	出資金	基本財産	291,087,223円
		出 資 額	231,692,000円
		出 資 率	79.6%
所 管 課	文化課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団 (クリーンパークさが)			
所 在 地	唐津市鎮西町菖蒲3700番地20			
監査執行年月日	平成24年10月10日			
監 査 執 行 者	監査委員 三竿博史			
財政的援助内容	出資金	基本財産	100,000,000円	
		出 資 額	30,000,000円	
		出 資 率	30.0%	
	補助金	補助事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助	
		補助事業費	676,796,517円	
		補助金交付額	280,538,000円	
	貸付金	貸付事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付 (平成19年度、平成20年度貸付)	
		年度貸付末残高	2,301,412,000円	
		貸付事業名	財団法人佐賀県環境クリーン財団運営資金貸付 (平成10年度～平成20年度貸付)	
		年度末貸付残高	57,929,000円	
所 管 課	循環型社会推進課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 【佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助】</p> <p>3 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は県に対する負債として適正に管理されていた。 【佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付】 【財団法人佐賀県環境クリーン財団運営資金貸付】</p>			

団体名	財団法人佐賀県教育文化振興財団			
所在地	唐津市鎮西町名護屋5581番地1			
監査執行年月日	平成24年10月22日			
監査執行者	監査委員 池田 巧 竹内 和 教			
財政的援助内容	出資金	基本財産	20,000,000円	
		出資額	20,000,000円	
		出資率	100.0%	
	公の施設の管理	施設名	佐賀県北山少年自然の家	
		委託額	76,984,000円	
		施設名	佐賀県黒髪少年自然の家	
		委託額	59,239,000円	
施設名	佐賀県波戸岬少年自然の家			
委託額	105,877,000円			
所管課	まなび課			
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 出納員の任命がされていなかった。 金銭の出納等を行っている職員に対し、出納員の任命がされていなかった。</p> <p>2 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県黒髪少年自然の家関係】</p> <p>(1) 管理運営業務事業報告書の記載で、十分でないものがあつた。 事業計画に個人情報の保護に関する研修を実施する旨の記載があり、4月1日に実施したとのことであるが、管理運営業務事業報告書に記載されていなかった。</p>			

団体名	財団法人佐賀県地域福祉振興基金		
所在地	佐賀市鬼丸町7番18号		
監査執行年月日	平成24年10月16日		
監査執行者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	出資金	基本財産	742,426,197円
		出資額	450,000,000円
		出資率	(地域福祉活動推進事業関係) 60.6%
	出資金	基本財産	2,430,000,000円
		出資額	2,430,000,000円
		出資率	(高齢者保健福祉推進事業関係) 100.0%
所管課	地域福祉課、長寿社会課		

監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 資産の運用等で、検討を要するものがあった。 高齢者保健福祉事業会計の流動資産のうち 105,000,000 円が運用管理規程第 7 条に基づく理事会の承認を経ないで定期預金で運用されていた。 また、平成 23 年度の事業助成額予算が 8,375 千円の残となったことから、流動資産は、平成 24 年 3 月 31 日現在、133,230,791 円と前年度より 4,720,636 円増加している。 このため、助成内容の見直し等による助成の拡大や、基本財産への繰り入れ等について検討されたい。</p>
-----------	---

団 体 名	財団法人佐賀県長寿社会振興財団			
所 在 地	佐賀市神野東二丁目 3 番 3 3 号			
監査執行年月日	平成 24 年 10 月 9 日			
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄 竹内和教			
財政的援助内容	出資金	基本財産	210,000,000円	
		出資額	200,000,000円	
		出資率	95.2%	
	補助金	補助事業名	佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助	
		補助事業費	36,224,000円	
		補助金交付額	36,224,000円	
	公の施設の 管 理	施設名	佐賀県介護実習普及センター	
委託額		17,723,000円		
所 管 課	長寿社会課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 美術展出品料等収入で、現金を少なく受領しているものがあった。 再発防止策について検討されたい。 出展料 (正) 1,500 円×236 人=354,000 円 (決算額) 353,500 円 差 額 500 円</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。 【佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助】</p> <p>3 公の施設の管理はおおむね適正に行われていた。 【佐賀県介護実習普及センター】</p>			

団 体 名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館			
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目12番9号			
監査執行年月日	平成24年10月24日			
監 査 執 行 者	監査委員 田 中 俊 雄			
財政的援助内容	出資金	基本財産	2,316,978,749円	
		出 資 額	2,316,978,749円	
		出 資 率	100.0%	
	補助金	補助事業名	県立病院移転改築事業費補助	
		補助事業費	2,551,039,870円	
		補助金交付額	645,376,000円	
		補助事業名	佐賀県医療施設耐震改修事業費補助	
		補助事業費	2,027,069,000円	
		補助金交付額	195,559,000円	
		補助事業名	佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助	
		補助事業費	14,057,397円	
		補助金交付額	14,000,000円	
	貸付金	貸付事業名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館貸付 (平成22年度～平成23年度貸付)	
		貸付事業費	11,854,560,900円	
		貸付金交付額	2,739,000,000円	
		平成23年度末 貸付残高	4,553,000,000円	
		貸付事業名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館債権 (平成元年度～平成21年度貸付)	
		平成23年度末 貸付残高	1,560,639,609円	
負担金	負担事業名	県立病院移転改築事業負担金		
	負担事業費	175,424,000円		
	負担金交付額	175,424,000円		
	負担事業名	県立病院好生館運営費負担金		
	負担事業費	1,081,526,000円		
負担金交付額	1,081,526,000円			
所 管 課	医務課、健康増進課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営状況は、前年度を上回る患者数を確保できたこと、施設基準の上位取得や平年度化、及び手術・リハビリ件数等の増加により医業収益が増加したことから、経常収支が1,595百万円（経常収支比率113.8%）となり、2年連続黒字決算を達成している。</p> <p>また、経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 医業未収金の解消及び発生防止に引き続き努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未収金の額（納期到来分のみ） 			

		金 額
H23年度末残高		105,210,162円
内	現年度分(23年度分)	34,319,016円
訳	過年度分(22年度以前分)	70,891,146円

2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。

【県立病院移転改築事業費補助】
【佐賀県医療施設耐震改修事業費補助】
【佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助】

3 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行され、県に対する負債として適正に管理されていた。

【地方独立行政法人佐賀県立病院好生館貸付】
【地方独立行政法人佐賀県立病院好生館債権】

4 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。

【県立病院移転改築事業負担金】
【県立病院好生館運営費負担金】

団 体 名	財団法人佐賀県総合保健協会		
所 在 地	佐賀市天神一丁目4番15号		
監 査 執 行 年 月 日	平成24年10月12日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧		
財 政 的 援 助 内 容	出資金	基 本 財 産	10,000,000円
		出 資 額	4,000,000円
		出 資 率	40.0%
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) たな卸しの手続で適正でないものがあつた。 たな卸しを実施する際に受払及び保管に関係のない職員を立会させていなかった。 また、たな卸し実施者、立会者、実施日等の確認ができる書類が整備されていなかった。</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県アイバンク協会		
所 在 地	佐賀市鍋島五丁目1番1号		
監 査 執 行 年 月 日	平成24年 8月16日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	20,000,000円
		出 資 額	5,000,000円
		出 資 率	25.0%
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事業計画、予算の県知事への届出及び事業報告書、収支計算書、財産目録等の県知事への報告がされていなかった。 団体の寄附行為第10条で、本協会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、佐賀県知事に届け出なければならないと規定されているが、届出がされていなかった。 また、同寄附行為第12条で、本協会の事業報告及び収支計算は、理事長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、佐賀県知事に報告しなければならないと規定されているが、報告がされていなかった。</p> <p>(2) 事務局長に非常勤の常務理事が充てられていた。 団体の事務処理規則第3条第2項で、事務局長は、常勤の理事を充て、その任免は理事長が行うと規定されているが、非常勤の常務理事が充てられていた。</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県臓器バンク		
所 在 地	佐賀市天神一丁目4番15号		
監 査 執 行 年 月 日	平成24年10月12日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧		
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	71,015,705円
		出 資 額	42,022,983円
		出 資 率	59.2%
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 契約事務について、適正でないものがあつた。 臓器移植普及啓発業務契約で、契約者（理事長）の押印のないものがあつた。 委託業務名 臓器移植普及啓発業務委託 契約金額 1,565,550円 契約期間 平成23年10月25日～平成23年12月9日</p>		

団 体 名	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会		
所 在 地	多久市東多久町大字納所796番地6		
監査執行年月日	平成24年 8月20日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	出資金	基本財産	10,000,000円
		出資額	10,000,000円
		出資率	100.0%
所 管 課	生活衛生課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター			
所 在 地	佐賀市鍋島町大字八戸溝114番地			
監査執行年月日	平成24年10月29日			
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄 三竿博史 竹内和教			
財政的援助内容	出資金	基本財産	8,589,308円	
		出資額	8,000,000円	
		出資率	93.1%	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助	
		補助事業費	83,588,693円	
		補助金交付額	83,588,693円	
		補助事業名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助	
		補助事業費	29,692,385円	
		補助金交付額	28,114,185円	
		補助事業名	佐賀県技術振興等補助	
		補助事業費	26,472,581円	
		補助金交付額	26,472,581円	
	損失補償	損失補償事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付事業損失補償	
		平成23年度末補償残高	364,591,000円	
		損失補償事業名	さが農商工連携応援ファンド事業資金損失補償	
		平成23年度末補償残高	510,000,000円	
	貸付金	貸付事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金(設備貸与事業資金)貸付 (平成16年度～平成23年度貸付)	
		貸付事業費	124,430,000円	
		貸付金交付額	62,215,000円	
		平成23年度末貸付残高	488,715,000円	

		貸付事業名	さが農商工連携応援基金事業資金貸付 (平成21年度貸付)																														
		平成23年度末 貸付残高	2,010,000,000円																														
		貸付事業名	さが中小企業応援基金事業費貸付 (平成20年度貸付)																														
		平成23年度末 貸付残高	1,050,000,000円																														
		貸付事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金(設備資金 貸付事業資金)貸付 (平成16年度貸付)																														
		平成23年度末 貸付残高	2,770,000円																														
		貸付事業名	創造的中小企業創出支援事業費貸付 (平成15年度貸付)																														
		平成23年度末 貸付残高	40,000,000円																														
	負担金	負担事業名	中小企業勤労者福祉サービスセンター事業 運営費負担金																														
		負担事業費	34,732,470円																														
		負担金交付額	4,000,000円																														
	公の施設の 管 理	施設名	佐賀県地域産業支援センター																														
		委託額	3,804,984円																														
		施設名	佐賀県立九州シンクロトン光研究センター																														
委託額		337,057,000円																															
所 管 課	新産業・基礎科学課、商工課、雇用労働課、国際戦略グループ																																
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 応援基金事業(中小企業、農商工連携)の取組について努力されたい。</p> <p>県内中小企業者を対象に新産業分野、自動車産業分野、県内地域資源を活用した分野において、新製品開発や販路開拓の取組に対する支援(中小企業)、県内中小企業者と農林漁業者が連携し、新商品・新技術等の開発を行う取組に対する支援(農商工連携)が実施されているが、両事業とも基金運用収入に比べ、事業実施が不十分な状況にある。</p> <p>県内事業者へのPRに努めるとともに、制度の見直しを含め県と協議のうえ、基金事業の目的が達成できるよう努力されたい。</p> <p>・中小企業応援基金(平成20年度創設) (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰越額</td> <td></td> <td>△2,993,261</td> <td>8,666,598</td> <td>3,801,354</td> </tr> <tr> <td>運用益</td> <td>6,410,379</td> <td>19,500,695</td> <td>19,501,183</td> <td>19,500,104</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>432,640</td> <td>570,836</td> <td>1,290,427</td> <td>809,795</td> </tr> <tr> <td>採択額</td> <td>8,971,000</td> <td>7,270,000</td> <td>23,076,000</td> <td>18,565,000</td> </tr> <tr> <td>用途未確定額</td> <td>△2,993,261</td> <td>8,666,598</td> <td>3,801,354</td> <td>3,926,663</td> </tr> </tbody> </table>			年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	繰越額		△2,993,261	8,666,598	3,801,354	運用益	6,410,379	19,500,695	19,501,183	19,500,104	管理費	432,640	570,836	1,290,427	809,795	採択額	8,971,000	7,270,000	23,076,000	18,565,000	用途未確定額	△2,993,261	8,666,598	3,801,354	3,926,663
年 度	20年度	21年度	22年度	23年度																													
繰越額		△2,993,261	8,666,598	3,801,354																													
運用益	6,410,379	19,500,695	19,501,183	19,500,104																													
管理費	432,640	570,836	1,290,427	809,795																													
採択額	8,971,000	7,270,000	23,076,000	18,565,000																													
用途未確定額	△2,993,261	8,666,598	3,801,354	3,926,663																													

・農商工連携応援基金（平成 21 年度創設）

年 度	21 年度	22 年度	23 年度
繰 越 額		3, 285, 855	24, 927, 323
運 用 益	10, 019, 055	30, 352, 370	30, 335, 558
管 理 費	698, 200	1, 874, 902	1, 026, 029
採 択 額	6, 035, 000	11, 836, 000	37, 754, 000
用途未確定額	3, 285, 855	19, 927, 323	11, 482, 852

2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。

【財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金関係】

(1) 実績報告書の内容が不十分であった。

実績報告書に中小企業海外展開支援事業の効果が記載されていなかった。

3 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行され、県に対する負債として適正に管理されていた。

【佐賀県小規模企業者等設備導入資金（設備貸与事業資金）貸付】

【さが農商工連携応援基金事業資金貸付】

【さが中小企業応援基金事業費貸付】

【佐賀県小規模企業者等設備導入資金（設備資金貸付事業資金）貸付】

【創造的中小企業創出支援事業費貸付】

4 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。

【中小企業勤労者福祉サービスセンター事業運営費負担金】

5 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行の一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。

【佐賀県地域産業支援センター関係】

(1) 指定管理に係る実績報告書（決算額）に、誤りがあった。

維持管理経費（光熱水費、保守管理費）の実績額に、財団負担分が相殺されて報告され、実態に応じた実支出額の報告となっていなかった。

*指定管理経費の収支決算書（報告書）

○ 収入の部

区 分	決算額 (報告額)	適正額	備 考
委託金収入	3, 804, 984	3, 804, 984	
貸研究室維持管理費 (共益費等)	696, 936	696, 936	
自販機設置料収入	170, 301	170, 301	
貸研究室利用料金	1, 861, 200	1, 861, 200	

研修室利用料金	1,133,660	1,133,660	
財団維持管理費（共益費等）	0	2,453,207	共益費の財団負担分報告漏れ
合計①	7,667,081	10,120,288	

○ 支出の部

区 分	決算額 (報告額)	適正額	備 考
人件費	3,947,875	3,947,875	
光熱水費	1,559,653	1,615,332	共益費の財団負担分報告漏れ (55,679)
保守管理費（委託）	1,338,245	3,223,269	〃 (1,885,024)
修繕料	342,761	597,145	〃 (254,384)
運営費	736,667	736,667	
共益費等団体負担分	0		
合計②	7,925,201	10,120,288	

【佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター関係】

(1) 協定書第17条に定める事業報告のうち、管理運営業務に要する経費の収支決算報告書の報告内容を検討されたい。

シンクロトロン光研究センターの収支内容は、指定管理（維持管理）経費、利用推進費、試験研究費となっているが、収支決算報告書では、指定管理（維持管理）経費、利用推進費のみの報告書となっていて試験研究費を含むシンクロトロン光研究センター全体の収支報告がなされていない。

シンクロトロン光研究センター全体の収支報告がなされていないことで、試験研究費に係る光熱水費等の維持管理経費が妥当かのチェックができない状態となっていた。

シンクロトロン光研究センター全体の収支報告書を提出するよう検討されたい。

*シンクロトロン光研究センター正味財産計算書 (単位：千円)

勘定科目	金額	指定管理 (維持管理)	指定管理 (利用推進)	試験研究費
利用料金	60,329	10,891	49,438	
共同研究	1,150	500		650
国関係補助、委託費	29,400			29,400
指定管理料	337,057	258,751	78,306	
県委託料	5,493			5,493
雑収益	2,199			2,199
経常収益合計	435,628	270,142	127,744	37,742
人件費	153,628	75,057	65,425	13,146
光熱水費	85,905	28,050	45,056	12,799
保守管理費	87,617	87,549		68

その他事業費	113,979	79,486	18,300	16,193
経常費用	441,129	270,142	128,781	42,206
当期収支差	△ 5,501	0	△1,037	△ 4,464
一般正味財産 期首残高	22,934			
一般正味財産 期末残高	17,433			

(2) 警備業務委託契約で警備員の資格等の確認が適正でなかった。
警備業務委託で、仕様書に記載されている警備員の氏名及び履歴等を記載した名簿を提出させていなかった。

委託事業名 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター警備業務委託
委託金額 882,000円
契約年月日 平成23年4月1日
契約期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日

団 体 名	公益社団法人佐賀県農業公社			
所 在 地	佐賀市城内一丁目6番5号			
監査執行年月日	平成24年10月18日			
監 査 執 行 者	監査委員 田 中 俊 雄			
財政的援助内容	出資金	基本財産	21,120,000円	
		出 資 額	10,600,000円	
		出 資 率	50.2%	
		基本財産	632,850,000円	
		出 資 額	155,681,000円	
		出 資 率	(特定鉱害復旧事業関係) 24.6%	
	補助金	補助事業名	佐賀県農地保有合理化促進対策費補助	
		補助事業費	17,184,827円	
		補助金交付額	16,734,000円	
	損失補償	損失補償事業名	担い手支援資金損失補償	
平成23年度末 補償残高		102,660,280円		
貸付金	貸付事業名	農地保有合理化事業特別資金貸付 (平成3年度、平成5年度貸付)		
	年度貸付末残高	663,317,550円		
所 管 課	農産課、農山漁村課、空港課			

<p>監 査 の 結 果</p>	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 農地取得用地の評価損の取扱いで、適正でないものがあった。 公益法人制度改革を踏まえた公益会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定委員会等）の改正を踏まえ、農地保有合理化事業関係引当金処理基準（平成21年2月23日付け21農地協発第27号）が改正された。 この改正では「時価が取得価格よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。」とされ、低価法の適用を義務付けることとなった。 この基準を適用するため、棚卸資産である農用地等の評価については、合理化事業用地損失引当金を計上するのではなく、時価の下落を評価損として正味財産増減計算書の費用に改めることとされている。 当社でも、この基準に基づき適正に処理されているが、低価法を適用する評価損失額の計上を、事業年度の事業計画及び予算に計上しないまま（理事会の承認）決算整理で処理されていた。 資産（財産）評価の適用については、事業計画及び予算に計上して理事会の承認を受ける必要がある。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。 農地保有合理化促進対策費補助金の実績報告書で、土地買入資金助成費の実績額が誤っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地買入資金助成費（無利子事業）（補助率10/10） <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>実績報告額</td> <td>233,126 円（誤）</td> </tr> <tr> <td>実際の支出額</td> <td>224,988 円（正）</td> </tr> <tr> <td>返還額</td> <td>8,138 円</td> </tr> </table> <p>3 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は県に対する負債として適正に管理されていた。</p>	実績報告額	233,126 円（誤）	実際の支出額	224,988 円（正）	返還額	8,138 円
実績報告額	233,126 円（誤）						
実際の支出額	224,988 円（正）						
返還額	8,138 円						
<p>監 査 意 見</p>	<p>1 佐賀空港拡張に伴う代替農地については、長期に亘って公社で保有・管理されている。この間、県は、代替農地の取得資金を長期の無利子貸付金で対応され、この貸付金の返済は、農地の売却時に一括返済することとされている。 公社は、永年、この農地の売渡し等を行うまでの間、地元の農業委員会による農用地の利用関係についての斡旋事業で農家に一時貸付されているが、農家の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するための活用を検討すべき時期に来ていると考える。 今後とも、代替農地として保有・管理の必要があるのか、県と協議されたい。</p>						

団体名	財団法人佐賀県青年農業者育成センター			
所在地	佐賀市城内一丁目1番59号			
監査執行年月日	平成24年10月18日			
監査執行者	監査委員 田中俊雄 竹内和教			
財政的援助内容	出資金	基本財産	20,000,000円	
		出資額	20,000,000円	
		出資率	100.0%	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県青年農業者育成センター補助	
		補助事業費	7,377,793円	
		補助金交付額	7,279,011円	
		補助事業名	佐賀県若い農業者就農促進事業費補助	
補助事業費	9,360,000円			
補助金交付額	9,360,000円			
所管課	農産課			
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p style="text-align: right;">【財団法人佐賀県青年農業者育成センター補助】 【佐賀県若い農業者就農促進事業費補助】</p>			

団体名	社団法人佐賀県畜産協会			
所在地	佐賀市栄町2番1号			
監査執行年月日	平成24年 8月30日			
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史			
財政的援助内容	出資金	基本財産	160,763,000円	
		出資額	77,500,000円	
		出資率	48.2%	
	補助金	補助事業名	佐賀県肉用牛肥育経営安定特別対策事業費補助	
		補助事業費	417,008,000円	
補助金交付額	41,054,200円			
所管課	畜産課			

監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事業計画等の変更で、総会の議決が遅れているものがあった。 馬事・畜産活性化推進助成事業（実施期日：平成23年12月9日～平成24年3月31日）に係る事業計画及び収支予算の変更について、事業開始後の平成24年3月30日に開催された総会において議決がされていた。</p> <p>(2) 振替休日の規定が整備されていなかった。 土曜日、日曜日等の休日に職員が勤務する必要が生じた場合に振替休日を与えられているが、就業規則に規定が整備されていなかった。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>
-----------	--

団 体 名	社団法人佐賀県畜産公社		
所 在 地	多久市南多久町大字下多久4127番地		
監 査 執 行 年 月 日	平成24年10月30日		
監 査 執 行 者	監査委員 三 竿 博 史 竹 内 和 教		
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	320,000,000円
		出 資 額	96,000,000円
		出 資 率	30.0%
所 管 課	畜産課		
監 査 の 結 果	<p>経営状況は、各出荷団体からの出荷頭数の減少に伴い、と畜処理収入が減少し、多額の損失額（△49,528千円）を計上している。</p> <p>また、経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 就業規則第30条に定める旅費規程が整備されていなかった。 団体の就業規則では、旅費規程により旅費を支給することとされているが、規程は整備されておらず、職員出張旅費表に基づき旅費を支給されていた。</p> <p>(2) 職員旅費で誤りがあるものがあった。 県外旅費で、パック料金に宿泊費が含まれていたにもかかわらず、宿泊費を別途支給していた。 旅行日 平成24年1月5日～同年1月7日 用 務 「平成23年度部分肉製造マイスター資格認定試験」に係わる研修会 出張先 東京都（JA全農ミートフーズ株式会社） 返納額 22,000円</p> <p>(3) 契約事務について、適正でないものがあった。 団体の経理規程で、百万円を超える契約については、契約書を作成するよう規定されているが、契約書が作成されていなかった。 契約内容：C級冷凍機械設備腐蝕配管取替え及びそれに伴うバルブ追加取り付け工事</p>		

	<p>契約金額：3,108,000円</p> <p>(4) 契約事務について、適正でないものがあった。 単一業者との随意契約で、団体の経理規程第65条に基づく予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>① 契約内容：設備管理及び保安警備業務委託 契約金額：年額25,174,800円</p> <p>② 契約内容：排水処理施設、焼却炉施設維持管理業務委託 契約金額：年額13,482,000円</p> <p>③ 契約内容：製品出荷業務委託 契約金額：年額4,541,040円</p> <p>④ 契約内容：家畜入荷受付業務委託 契約金額：年額4,158,000円</p> <p>⑤ 契約内容：クリーニング等業務委託 契約金額：年額2,919,000円</p>
監査意見	<p>1 平成23年度の経営状態は、口蹄疫や原発事故等による風評被害などの影響から、全国的に牛肉需要の減退が顕著となり、出荷団体から牛の出荷頭数が減少（計画対比85.7%、前年度対比86.0%）したことからと畜処理料収入が減少し、多額の損失額（△49,528千円）を計上している。</p> <p>会員である各出荷団体に対し、積極的な営業活動を行うとともに、早急に経営改善計画（コスト削減を含む）を策定して、公社の健全経営に努力されたい。</p>

団体名	財団法人嘉瀬川ダム対策基金		
所在地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成24年10月12日		
監査執行者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	出資金	基本財産	19,243,470円
		出資額	9,500,000円
		出資率	49.4%
	負担金	負担事業名	佐賀県嘉瀬川ダム関連富士町振興計画特別助成事業負担金
		負担事業費	130,890,000円
		負担金交付額	130,890,000円
所管課	河川砂防課（水資源調整室）		
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p>		

団 体 名	公益財団法人さが緑の基金		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成24年 8月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	出資金	基本財産	542,645,957円
		出資額	250,000,000円
		出資率	46.1%
所 管 課	森林整備課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 常務理事の専決事項に係るものを事務局長の専決で処理していた。 ・業務名 グリーンフェスタ開催企画運營業務委託 1,936,200円 民間団体等の緑化支援事業 1,500,000円</p> <p>(2) 領収書を紛失しているものがあつた。 支払日 平成24年2月28日 支払われた金額 560円 使途 グリーンフェスタ開催案内発送料</p> <p>(3) 固定資産の減価償却額の算定を誤っていたため決算書が適正なものとなっていなかった。 資産名称 物置 取得価額 406,430円 当期減価償却額 (正) 40,643円 (誤) 3,386円 減価償却累計額 (正) 125,315円 (誤) 3,544円 期末残高 (正) 281,115円 (誤) 392,886円</p>		

団 体 名	佐賀ターミナルビル株式会社			
所 在 地	佐賀市川副町大字犬井道9476番地187			
監査執行年月日	平成24年10月17日			
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄 竹内和教			
財政的援助内容	出資金	基本財産	1,324,000,000円	
		出資額	604,000,000円	
		出資率	45.6%	
	貸付金	貸付事業名	佐賀空港ターミナルビル設備整備資金貸付 (平成18年度～平成23年度貸付)	
		貸付事業費	26,031,600円	
		貸付金交付額	26,000,000円	

		平成23年度末 貸付残高	74,469,000円
所 管 課	空港課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 内部監査が実施されていなかった。 前回の監査で指摘した経理規則第57条に基づく内部監査の実施が中断していた。 平成24年度から常勤監査役も退任されており、早急に平成22年4月に制定された内部監査要領に基づく監査を実施されたい。</p> <p>(2) 契約事務について、適正でないものがあった。 物品等の調達において、「物品等の調達に係る事務処理要領」に規定されているにもかかわらず、</p> <p>① 契約予定金額が5百万円以上の工事について、幹部会による業者選定（指名委員会）がなされていなかった。</p> <p>② 1件の契約予定金額が5百万円を超えるものについて、予定価格を定めていなかった。</p> <p>③ 工事に係る「監督・検査・確認申請書」が提出されたものについて、監督・検査・確認を行ったことを証明する書類が作成されていなかった。 工 事 名：佐賀空港ターミナルビル屋上フェンス改修工事 契約金額：14,490,000円 契約年月日：平成24年1月18日 工 期：平成24年1月18日～平成24年3月23日</p> <p style="text-align: right;">他</p> <p>2 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は県に対する負債として適正に管理されていた。</p>		

2 補助金等交付団体

団体名	佐賀から元気を送ろうキャンペーン実行委員会		
所在地	佐賀市駅前中央一丁目8番32号		
監査執行年月日	平成24年 6月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県新しい公共の場づくりのための(被災者支援、災害復旧及び復興関連)モデル事業費補助
		補助事業費	9,605,665円
		補助金交付額	5,000,000円
所管課	男女参画・県民協働課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。 山の音楽プロジェクトの経費について、補助対象経費とならない負担金として支出していたにもかかわらず、補助対象経費として報告するなど、実績報告書に誤りがあった。 負担金 300,000円</p> <p>(2) 領収書のあて名が「佐賀から元気を送ろうキャンペーン実行委員会」となっていないものがあった。 (例) 地球市民の会あてのもの、個人名あてのもの、他の団体あてのもの</p>		

団体名	学校法人昭和学園(昭和幼稚園)		
所在地	唐津市北城内4番3号		
監査執行年月日	平成24年10月24日		
監査執行者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助事業費	99,639,000円
		補助金交付額	36,043,000円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助
		補助事業費	3,491,679円
		補助金交付額	3,375,000円
所管課	こども未来課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	学校法人明善学園（三田川幼稚園）		
所在地	神埼郡吉野ヶ里町吉田1074番地2		
監査執行年月日	平成24年 7月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助事業費	33,674,000円
		補助金交付額	15,051,000円
所管課	こども未来課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業の予算措置等に係る事務処理で、適正でないものがあった。 補助事業に係る予算、決算を議決した理事会の議事録が作成されていなかった。</p> <p>(2) 給与支払いの事務手続きで、適正でないものがあった。 給与を現金で支払っているにもかかわらず、給与台帳に受領印が押印されていなかった。</p> <p>(3) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。 補助対象事業に要した経費に補助対象外経費である退職に伴う謝礼を含めていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額 50,000円 ・支払年月日 平成24年3月21日 ・内容 退職者（非常勤職員）への退職記念の謝礼 		

団体名	学校法人英尚学園（佐賀西部幼稚園）		
所在地	佐賀市嘉瀬町大字荻野3076番地3		
監査執行年月日	平成24年 7月25日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助事業費	12,520,000円
		補助金交付額	9,581,000円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助
		補助事業費	6,084,433円
		補助金交付額	3,589,000円
所管課	こども未来課		

監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>業務用の自動車を借上げ、その経費をすべて幼稚園の経費で支出されているが、補助対象外経費である保育園業務にも使用されていた。使用割合に応じて適切に按分し双方から支出すべきであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車借上料 年間 530,772 円 <p>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の内容に誤りがあった。</p> <p>預かり保育の実施時間を計画時間で記入するなど、実績報告書の内容に誤りがあった。</p>
-------	---

団体名	学校法人松尾学園（弘学館中学校・高等学校）		
所在地	佐賀市金立町大字金立1544番地1		
監査執行年月日	平成24年10月 2日		
監査執行者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助事業費	807,448,000円
		補助金交付額	262,219,000円
所管課	こども未来課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	学校法人伊万里学園（敬徳高等学校）		
所在地	伊万里市立花町86番地		
監査執行年月日	平成24年 8月 1日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助事業費	326,362,000円
		補助金交付額	157,492,000円
		補助事業名	佐賀県私立高等学校授業料減免補助
		補助事業費	4,704,150円
		補助金交付額	3,127,850円
所管課	こども未来課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	大坪産業株式会社		
所 在 地	佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦2634番地1		
監査執行年月日	平成24年 6月18日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助
		補助事業費	19,515,523円
		補助金交付額	9,757,761円
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社平成開発（多久営業所リサイクルセンター）		
所 在 地	小城市小城町池上1361番地		
監査執行年月日	平成24年 6月20日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助
		補助事業費	32,000,000円
		補助金交付額	10,000,000円
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	ありた株式会社		
所 在 地	西松浦郡有田町立部乙10番地1		
監査執行年月日	平成24年 6月22日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助
		補助事業費	16,620,000円
		補助金交付額	11,080,000円
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	一般財団法人佐賀陸上競技協会		
所 在 地	佐賀市中折町10番18号		
監査執行年月日	平成24年 7月 4日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	さがん駅伝サポート事業補助
		補助事業費	13,373,196円
		補助金交付額	13,373,196円
所 管 課	スポーツ課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県ヨット連盟		
所 在 地	唐津市二太子三丁目1番8号		
監査執行年月日	平成24年10月16日		
監 査 執 行 者	監査委員 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ヨット連盟運営事業費補助
		補助事業費	11,692,856円
		補助金交付額	11,692,856円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県ヨットハーバー
		委 託 額	18,860,000円
所 管 課	スポーツ課		
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行の一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 佐賀県ヨット連盟組織と指定管理受託組織が、異なっていた。 ヨット連盟の会計や事務を処理するのは、役員である事務局長となっているが、指定管理では、指導員となっていた。</p> <p>(2) 使用料を納期後に徴収しているものがあつた。 条例では、研修室、宿泊室及び艇置場（1日単位の使用を除く）を使用する場合の納期は使用日の1週間前まで、また艇置場を1日単位で使用する場合の納期は使用の際と規定されているが、納期後に徴収しているものがあつた。</p> <p>(3) 使用許可申請の受付期限を定めていなかった。 仕様書では、研修室、宿泊室及び艇置場（1日単位の使用を除く）を使用する場合は、指定管理者の定める日までに使用許可申請を受け付けることと規定されているが、使用許可申請の受付期限を定めていなかった。</p>		

	<p>(4) 使用許可をしないまま、使用させているものがあつた。</p> <p>(5) 使用許可及び使用料減免申請を別途行う必要があるものがあつた。 平成23年8月19日～平成23年8月23日に開催された第43回日本オペティミストセーリング選手権大会において、当初宿泊室を5人で延べ17泊使用する予定であつたが、大会初日に急きよ宿泊者が1名増え4泊分追加となつたことから、追加者分を既に減免手続き及び許可手続きが終了した当初の使用許可書及び使用料減免申請書に追記していた。 また、同大会において、艇置場を1日当たり141艇、8月20日～8月23日の4日間使用する予定であつたが、大会初日の8月19日に艇置場を使用する136艇の徴収漏れに8月20日過ぎに気づいたことから、136艇分を既に減免手続きが終了した当初の使用料減免申請書に追記していた。</p> <p>(6) 指定管理運営業務仕様書に定める施設の保全計画書の作成及び県への提出がされていなかった。 仕様書3施設の維持及び管理に関する業務の基準の(1)建築物及び設備等の保守管理の中で、「指定管理者は、施設を安全かつ安心して使用できるよう、日常的に点検を行い、使用者等の安全を確保するとともに、施設の予防保全に努めることとする。なお、指定管理者は、あらかじめ次年次に必要となる施設の保全計画を作成し、県に提出すること。」と定められているが、施設の保全計画書の作成及び県への提出がされていなかった。</p>
--	---

団 体 名	公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団		
所 在 地	鳥栖市本通町一丁目802番地3		
監査執行年月日	平成24年10月 4日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧 竹内和教		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県九州国際重粒子線がん治療センター 開設費補助
		補助事業費	638,722,653円
		補助金交付額	600,000,000円
所 管 課	粒子線治療普及グループ		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人洗心和合会（児童養護施設洗心寮）		
所 在 地	三養基郡基山町大字宮浦822番地		
監査執行年月日	平成24年 9月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助
		補助事業費	245,059,500円
		補助金交付額	182,956,000円
所 管 課	母子保健福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	医療法人竜門堂（有料老人ホームすずかぜ）		
所 在 地	武雄市山内町大字三間坂甲14017番地5		
監査執行年月日	平成24年 7月17日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県介護基盤緊急整備特別対策事業（既存施設のスプリンクラー整備支援特別対策事業）補助
		補助事業費	6,090,000円
		補助金交付額	5,598,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	有限会社フレンドリー（ナーシングホーム華）		
所 在 地	佐賀市久保泉町大字川久保2120番地7		
監査執行年月日	平成24年 7月23日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県介護基盤緊急整備特別対策事業（既存施設のスプリンクラー整備支援特別対策事業）補助
		補助事業費	24,078,500円
		補助金交付額	22,859,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人洞庵の園（軽費老人ホーム洞庵荘）																				
所 在 地	鳥栖市山浦町2973番地																				
監査執行年月日	平成24年 8月 1日																				
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史																				
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助																		
		補助事業費	80,538,228円																		
		補助金交付額	67,309,000円																		
所 管 課	長寿社会課																				
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 支出伺に、請求書が添付されていないものがあった。 対象経費：電気工作物保安業務委託料（3月分） 支出科目：大区分「事務費支出」中区分「手数料」 支出金額：19,236円</p> <p>(2) 利用者の収入認定事務で、事務費本人負担額を過大に徴収されているものがあった。 利用者の事務費本人負担額の決定については、毎年7月1日を基準日として、前年の所得額を本人が収入申告することとなっている。その際、必要経費の記載欄に租税額の記入を忘れて申告し、収入額が過大となっていた。 収入認定事務は、補助事業者が実施することとされており、収入額に誤りが発生すれば、補助金に影響を及ぼすこととなることから、収入申告書の審査を徹底されたい。</p> <p>(事例) 単位：(円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>正当額</th> <th>誤認定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入額 ①</td> <td>2,925,446</td> <td>2,925,446</td> </tr> <tr> <td>必要経費 ②</td> <td>1,030,800</td> <td>990,700</td> </tr> <tr> <td>収入認定額 ③=①-②</td> <td>1,894,646</td> <td>1,934,746</td> </tr> <tr> <td>収入階層区分</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>事務費本人負担額(月額)</td> <td>22,000</td> <td>25,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>収入認定誤りによる過大徴収額 (25,000円-22,000円)×9月(7月~3月)=27,000円</p> <p>(3) 施設入居に伴う利用料金等本人負担額の領収書の発行で、検討を要するものがあった。 当施設では、利用者の利用料金等本人負担分の領収書は発行されているものの、明細書が添付されていない。 入居者の中には、月の中途での入退去、病院等への入院や自宅等外出で一時的にホームを離れるケースもあり、日割り計算による利用料金徴収の必要がある。その際、入居者に本人負担額の内容(利用日数、給食日数等)がわかるよう明細書の添付を検討されたい。</p>				正当額	誤認定額	収入額 ①	2,925,446	2,925,446	必要経費 ②	1,030,800	990,700	収入認定額 ③=①-②	1,894,646	1,934,746	収入階層区分	5	6	事務費本人負担額(月額)	22,000	25,000
	正当額	誤認定額																			
収入額 ①	2,925,446	2,925,446																			
必要経費 ②	1,030,800	990,700																			
収入認定額 ③=①-②	1,894,646	1,934,746																			
収入階層区分	5	6																			
事務費本人負担額(月額)	22,000	25,000																			

団 体 名	社会福祉法人祥楓会（ケアハウス翠晃）		
所 在 地	神崎市神埼町鶴2935番地2		
監査執行年月日	平成24年 7月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	49,842,650円
		補助金交付額	29,569,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人椎原寿恵会（ケアハウス花みず木）		
所 在 地	鳥栖市平田町3106番地23		
監査執行年月日	平成24年 8月 3日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	36,567,761円
		補助金交付額	29,846,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人佐賀整肢学園（こども発達医療センター、ひまわり園、ひよこ教室、たんぽぽ園、障害者支援施設オクス、からつ医療福祉センター・アルトン、からつ医療福祉センター・久里双水園、からつ医療福祉センター・まつぼっくり教室、訪問介護事業所わいわい）		
所 在 地	佐賀市金立町大字金立2215番地27		
監査執行年月日	平成24年10月31日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧 竹内和教		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助
		補助事業費	1,951,456,500円
		補助金交付額	851,925,000円
		補助事業名	佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成
		補助事業費	27,926,443円
		補助金交付額	27,926,443円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人たちばな会 (障害者支援施設(多機能型)たちばな学園、障害者ケアホーム・グループホーム金立寮、障害者ケアホーム・グループホーム九千部寮、障害者ケアホーム・グループホームみかざきハイツ、就労継続支援A型事業所チョコボラ鹿島店、障害福祉サービス事業所(多機能型)かがやきの丘)		
所 在 地	嬉野市塩田町大字五町田甲1354番地1		
監査執行年月日	平成24年10月30日		
監査執行者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助 (第1金立寮)
		補助事業費	12,496,680円
		補助金交付額	7,500,000円
		補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助 (第1九千部寮)
		補助事業費	12,388,950円
		補助金交付額	7,500,000円
		補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助 (第2九千部寮)
		補助事業費	28,763,910円
		補助金交付額	19,000,000円
		補助事業名	佐賀県障害福祉関係民間移譲施設整備費補助 (第1金立寮)
		補助事業費	12,496,680円
		補助金交付額	2,500,000円
		補助事業名	佐賀県障害福祉関係民間移譲施設整備費補助 (第1九千部寮)
		補助事業費	12,388,950円
		補助金交付額	2,500,000円
		補助事業名	佐賀県障害福祉関係民間移譲施設整備費補助 (第2九千部寮)
		補助事業費	28,763,910円
		補助金交付額	6,333,000円
		補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費 (基盤整備事業等)補助
補助事業費	29,400,000円		
補助金交付額	20,000,000円		
補助事業名	佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成		
補助事業費	15,061,718円		
補助金交付額	14,936,337円		
所 管 課	障害福祉課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】</p> <p>(1) 契約事務について、適正でないものがあつた。</p>		

	<p>経理規程で定められた金額を超えていたにもかかわらず、単一業者との随意契約が行われているものがあった。</p> <p>委託名：第2九千部寮新築工事設計・監理業務 委託金額：1,785,000円</p> <p>(2) 設計・監理業務委託契約で、工事施工監理報告書を提出させていなかった。</p> <p>委託名：第2九千部寮新築工事設計・監理業務 委託金額：1,785,000円 履行期間：平成23年10月1日～当該工事の完了の日まで</p>
--	---

団 体 名	社会福祉法人まつら会（障害者支援施設からつ学園、短期入所事業所からつ学園、生活介護すまいる、共同生活ホームみずき、児童発達支援センターくれよん）		
所 在 地	唐津市佐志2107番地2		
監査執行年月日	平成24年 9月19日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助
		補助事業費	29,677,200円
		補助金交付額	22,082,000円
		補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助
		補助事業費	178,000,000円
		補助金交付額	53,400,000円
		補助事業名	佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成
		補助事業費	7,885,930円
		補助金交付額	6,377,331円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成金関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書の関係書類で、適正でないものがあった。 給与規程については、前年度の交付申請の際に添付をしているものから変更がない場合は添付を省略できるが、改正しているにもかかわらず、給与規程(写)が添付されていなかった。</p> <p>(2) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。 補助対象外であるサービス管理責任者の分を補助対象に含めて報告していた。 また、処遇改善計画書で賃金改善を行う給与項目としている資格手当を実績報告書の補助対象経費として報告していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス責任者賃金改善額 △292,259円 ・資格手当による賃金改善額 312,000円 <p>差 額 19,741円</p>		

団 体 名	特定非営利活動法人にこにこクラブ (就労継続支援B型事業所にこにこいまり)		
所 在 地	伊万里市東山代町里字蕨野359番地4		
監査執行年月日	平成24年10月23日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費 (基盤整備事業等) 補助
		補助事業費	20,230,668円
		補助金交付額	20,000,000円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 財産の管理について、適正でないものがあった。 増築した建物について登記がされていなかった。 建物 1棟(作業・訓練室(31.6㎡×2部屋))</p>		

団 体 名	特定非営利活動法人やまと共同作業所(就労継続支援B型事業所きずな)		
所 在 地	佐賀市高木瀬町大字長瀬1762番地3		
監査執行年月日	平成24年10月25日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費 (基盤整備事業等) 補助
		補助事業費	20,046,078円
		補助金交付額	20,000,000円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 入札事務に関し、適正でないものがあった。 入札参加業者への工事内容の説明に必要な設計書が作成されていなかった。 また、入札参加業者の選定が適当でなかった。</p> <p>① 入札参加業者への工事内容の説明のための設計書は工事個所(部屋等)ごとに工事名称が記載されているが、規格・仕様は記載されていないものが多く、数量はすべて一式となっている。この設計書では、入札参加業者は詳細な見積りは困難であった。</p> <p>② 参加業者のうち建設業法の建設業(建築)の許可を受けた業者は落札した業者のみであった。他の業者は仮設工事や電気工事等の工事を専門とする業者で、結果的に落札業者以外は、事前に公表している予定価格を上回った額で見積書を提出していた。</p>		

	<p>落札金額 20,046,078 円 予定価格 21,000,000 円 落札金額以外の見積金額 21,015,225 円～22,423,925 円</p> <p>(2) 財産の管理で適正でないものがあつた。 補助事業で設置した空調設備及びトイレ設備の保証書を紛失していた。 空調設備(天井埋込型) 4台、トイレ設備 3台</p>
--	--

団 体 名	医療法人淨心会(グループホームしらさぎ)		
所 在 地	武雄市武雄町大字武雄4017番地		
監査執行年月日	平成24年10月4日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助
		補助事業費	26,565,000円
		補助金交付額	19,000,000円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあつた。 補助対象経費として適当でない経費が含まれていた。 ・基本設計料 ・外構工事に係る現場管理費、共通仮設費及び諸経費 ・2.6%を超える工事事務費</p> <p>(2) 補助対象となった施設が明確に区分されていなかった。 今回建設したグループホームは2棟(男子棟、女子棟)あるが、そのうち1棟が補助対象となっている。 しかしながら、交付申請書から実績報告書に至る一連の書類上、どちらの棟が補助対象であるか明確にされていなかった。補助対象となった財産について明確にし、適正に管理されたい。</p>		

団 体 名	特定非営利活動法人ステップ・ワーカーズ (就労継続支援B型事業所まる工房)		
所 在 地	佐賀市鍋島三丁目3番20号		
監査執行年月日	平成24年10月11日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助
		補助事業費	36,466,626円
		補助金交付額	36,200,000円
所 管 課	障害福祉課 (就労支援室)		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	医療法人正友会 (松岡病院)		
所 在 地	鳥栖市西新町1422番地		
監査執行年月日	平成24年 7月17日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県医療施設耐震改修事業費補助
		補助事業費	220,851,468円
		補助金交付額	32,727,000円
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	医療法人財団友朋会 (嬉野温泉病院)		
所 在 地	嬉野市嬉野町大字下宿乙1919番地		
監査執行年月日	平成24年 7月19日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県医療施設耐震改修事業費補助
		補助事業費	734,028,000円
		補助金交付額	242,244,000円
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 財産の管理について、適正でないものがあつた。 補助対象物件を知事の承認を受けずに担保に供していた。 担保物件の種類 抵当権 (根抵当権)</p>		

	設定年月日 平成24年1月26日 極度額 8億5,200万円 根抵当権者 (株)〇〇銀行 補助対象物件 新西病棟・新西外来棟 総事業費 1,164,137,250円 (2) 契約事務について、適正でないものがあった。 建築工事の請負業者を決定するために事前に作成した予定価格調書及び最低制限価格調書が証拠書類として保存されていなかった。
--	--

団 体 名	社団法人武雄杵島地区医師会（武雄看護学校）																		
所 在 地	武雄市武雄町大字昭和300番地																		
監査執行年月日	平成24年 7月24日																		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史																		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県看護師等養成所運営費補助																
		補助事業費	72,355,204円																
		補助金交付額	17,421,000円																
		補助事業名	質の高い看護職員養成確保対策費補助																
		補助事業費	4,350,269円																
		補助金交付額	4,292,000円																
所 管 課	医務課																		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県看護師等養成所運営費補助金関係】</p> <p>(1) 人件費の支払で、適正でないものがあった。 病休者に係る人件費の支払で、月の全期間(2/1~2/29)を休んでいるものに対して、諸手当(役職手当、技術手当、精勤手当、通勤手当)が支払われていた。 支給額 役職手当 15,000円、技術手当 15,000円、 精勤手当 7,000円、通勤手当 20,000円 諸手当合計 57,000円</p> <p>(2) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。 補助対象経費(備品購入費)の中に、補助対象外経費が含まれているものがあった。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>正当額</th> <th>報告額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護科</td> <td>769,263</td> <td>777,902</td> <td>△8,639</td> </tr> <tr> <td>准看護科</td> <td>579,769</td> <td>581,928</td> <td>△2,159</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,349,032</td> <td>1,359,830</td> <td>△10,798</td> </tr> </tbody> </table>				正当額	報告額	差額	看護科	769,263	777,902	△8,639	准看護科	579,769	581,928	△2,159	合 計	1,349,032	1,359,830	△10,798
	正当額	報告額	差額																
看護科	769,263	777,902	△8,639																
准看護科	579,769	581,928	△2,159																
合 計	1,349,032	1,359,830	△10,798																

	<p>【質の高い看護職員養成確保対策費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の記載内容で不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書（看護科）の別紙 3-(2)「事業報告書」の「事業の実施方法等」の記述が、交付申請書（看護科）の別紙 3-(2)「事業計画書」の「事業の実施方法等」とほぼ同じ記述となつていた。</p> <p>実績報告書は、事業の実績に基づいた記述をされたい。</p>
--	--

団 体 名	一般社団法人伊万里・有田地区医師会（伊万里看護学校）		
所 在 地	伊万里市立花町字通谷 1 5 4 2 番地 1 5		
監査執行年月日	平成 2 4 年 7 月 2 7 日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県看護師等養成所運営費補助
		補助事業費	92,166,214円
		補助金交付額	16,029,000円
		補助事業名	質の高い看護職員養成確保対策費補助
		補助事業費	4,310,176円
		補助金交付額	4,307,000円
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	唐津赤十字病院		
所 在 地	唐津市二夕子一丁目 5 番 1 号		
監査執行年月日	平成 2 4 年 1 0 月 2 4 日		
監 査 執 行 者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助
		補助事業費	13,767,616円
		補助金交付額	13,479,000円
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社団法人佐賀県医師会（佐賀県医師会成人病予防センター）		
所 在 地	佐賀市新中町2番15号		
監査執行年月日	平成24年 9月18日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	成人病予防センター機器整備事業費補助
		補助事業費	10,185,000円
		補助金交付額	10,151,000円
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 収支計算書に誤りがあった。 佐賀県医師会成人病予防センター会計収支計算書に記載された補助金収入の決算額が誤っていた。 (正) 10,151,000円 (誤) 10,150,000円</p> <p>(2) 契約事務について、適正でないものがあった。 補助金交付要綱では、「県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと」という条件を定めているが、契約書は作成されておらず、注文書で処理されており、具体的な条件等が定められていなかった。 ・契約内容 検査システム向け地域支援システム構築 10,185,000円</p>		

団 体 名	一般社団法人伊万里有田会営業局		
所 在 地	西松浦郡有田町二ノ瀬894番地4		
監査執行年月日	平成24年10月10日		
監査執行者	監査委員 池田 巧		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県高機能薬局施設整備事業費補助
		補助事業費	49,742,260円
		補助金交付額	49,742,000円
所 管 課	薬務課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金交付申請書及び実績報告書の対象経費の記載で適正でないものがあった。 土地売買・賃貸手数料及び建築設計監理手数料等を「仲介料」として一括して記載していたが、適切な対象経費に区分し記載すべきであった。</p>		

団 体 名	株式会社アイ・シー・アール（鹿島業務センター）		
所 在 地	愛知県名古屋市東区葵3丁目12番7号		
監査執行年月日	平成24年 8月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助
		補助事業費	18,804,225円
		補助金交付額	13,201,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社ピュール（自然派clubサステイ伊万里コールセンター）		
所 在 地	福岡県糸島市井田402番地の1		
監査執行年月日	平成24年 8月 9日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助
		補助事業費	102,361,752円
		補助金交付額	37,559,000円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀商工会議所		
所 在 地	佐賀市松原一丁目2番35号		
監査執行年月日	平成24年 7月 6日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助事業費	61,454,892円
		補助金交付額	45,059,833円
		補助事業名	平成23年度「佐賀きずなプロジェクト」義援金付きプレミアム商品券発行事業補助
		補助事業費	118,008,091円
		補助金交付額	72,067,000円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。		

	<p>【佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金関係】</p> <p>(1) 対象職員に対する休日勤務手当の支給で、適正でないものがあった。 職員が休日勤務をし、振替休日を与えられないときは、休日勤務手当を支給することとなっているが、支給されていないものがあった。</p>
--	--

団 体 名	鳥栖商工会議所		
所 在 地	鳥栖市元町1380番地5		
監査執行年月日	平成24年 7月12日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助事業費	51,654,857円
		補助金交付額	35,059,208円
		補助事業名	平成23年度「佐賀きずなプロジェクト」義援金付きプレミアム商品券発行事業補助
		補助事業費	52,195,812円
		補助金交付額	32,214,000円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社団法人佐賀県観光連盟		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成24年10月 4日		
監査執行者(書面)	監査委員 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	社団法人佐賀県観光連盟補助
		補助事業費	171,957,595円
		補助金交付額	149,925,000円
所 管 課	観光課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。 退職給与引当預金支出及び県から派遣された職員の人件費については、補助対象外であるが、補助対象経費に含めて補助金交付申請書及び実績報告書を提出していた。</p>		

	<p>補助対象と誤っていた経費 プロパー職員2名分（退職給与引当預金） 県派遣職員1名分（時間外手当、通勤手当、勤勉手当、共済組合負担金）</p> <p>(2) 実績報告書の提出に際し、事業成果の記載方法を検討されたい。 実績報告書が活動報告書となっており、事業活動による具体的な成果の記載がなされていない。事業成果の記載方法を検討されたい。</p>
--	--

団 体 名	富士大和森林組合		
所 在 地	佐賀市富士町大字古湯2794番地		
監査執行年月日	平成24年 7月 6日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助事業費	54,109,200円
		補助金交付額	21,785,800円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業の事業管理において、適正でないものがあった。 佐賀県造林事業実施要領運用規程の「2 写真管理基準」において、完了部分における写真は縦横にポール等をおいて植栽間隔が確認できるものと規定されているが、ポール等が置かれておらず、間隔が確認できない写真があった。</p> <p>(2) 補助金の代理受領で、委託者への補助金支払が遅延しているものがあった。 補助金代理受領額 910,960円 (うち、補助金の代理申請及び代理受領手数料額 10%) 県の補助金交付年月日 平成23年12月20日 委託者への支払年月日 平成24年1月31日 補助金支払に要した期間 42日間</p>		

団 体 名	伊万里西松浦森林組合		
所 在 地	伊万里市大坪町丙140番地1		
監査執行年月日	平成24年 7月10日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助事業費	16,893,800円
		補助金交付額	7,120,320円

所 管 課	林業課
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金代理申請に係る事務取扱手数料の取扱いで適正でないものがあった。 佐賀県造林事業実施要領第10に定める「造林事業補助金申請事務取扱手数料」の料率を変更する場合は、知事に手数料変更届出書を提出することとなっているが、届出書が提出されていなかった。 事務取扱手数料 平成22年度まで 10% → 平成23年度 30%</p> <p>(2) 造林事業委託契約書に定める精算報告書が、受託者（組員）に提出されていないものがあった。 事業実施にあたって、受託者（組員）と森林組合で造林事業委託契約書が締結されている。契約書では森林組合は、事業の実施状況の報告（第3条）、事業終了後の確認及び受託事業精算書の受託者への提出（第4条）が定められているが、精算報告書が、受託者（組員）に提出されていなかった。</p>

団 体 名	佐賀県土地改良事業団体連合会		
所 在 地	佐賀市大財三丁目8番15号		
監 査 執 行 年 月 日	平成24年 9月19日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県土地改良施設維持管理適正化事業補助
		補 助 事 業 費	286,200,000円
		補 助 金 交 付 額	85,860,000円
		補 助 事 業 名	佐賀県水土総合強化推進事業補助
		補 助 事 業 費	7,522,000円
		補 助 金 交 付 額	7,522,000円
		補 助 事 業 名	佐賀県土地改良事業負担金総合償還対策事業（担い手育成支援事業）助成
		補 助 事 業 費	121,451,000円
		補 助 金 交 付 額	60,731,000円
		補 助 事 業 名	佐賀県土地改良事業負担金総合償還対策事業（土地改良負担金償還平準化事業）助成
		補 助 事 業 費	40,487,901円
補 助 金 交 付 額	20,244,057円		
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	諸富土地改良区		
所 在 地	佐賀市諸富町大字諸富津 1 番地 2		
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 4 年 9 月 2 4 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監 査 委 員 池 田 巧 田 中 俊 雄 三 竿 博 史		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助
		補 助 事 業 費	1 7, 7 7 3, 5 0 0 円
		補 助 金 交 付 額	1 1, 5 5 2, 7 7 5 円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	神埼町土地改良区		
所 在 地	神埼市神埼町神埼 4 1 0 番地		
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 4 年 9 月 2 6 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監 査 委 員 池 田 巧 田 中 俊 雄 三 竿 博 史		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助
		補 助 事 業 費	1 2, 0 0 0, 0 0 0 円
		補 助 金 交 付 額	7, 8 0 0, 0 0 0 円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 工事請負契約の事務手続について、適正でないものがあった。</p> <p>① 当該補助事業における工事を指名競争入札により執行しているが、土地改良区が行う指名業者の選定及び決定業務を市に一任していた。</p> <p>② 工事の執行にあたって、理事会の議決を経ていなかった。</p>		

団 体 名	昭和自動車株式会社		
所 在 地	唐津市千代田町2565番地5		
監査執行年月日	平成24年10月 1日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県バス運行対策費補助(生活交通路線維持費補助(路線維持費補助))
		補助事業費	83,990,000円
		補助金交付額	41,995,000円
所 管 課	新幹線・地域交通課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	祐徳バス株式会社		
所 在 地	鹿島市大字高津原45番地1		
監査執行年月日	平成24年10月 3日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県バス運行対策費補助(生活交通路線維持費補助(路線維持費補助))
		補助事業費	28,759,000円
		補助金交付額	14,379,000円
		補助事業名	佐賀県バス運行対策費補助(生活交通路線維持費補助(車両減価償却費等補助))
		補助事業費	7,331,000円
		補助金交付額	3,195,000円
所 管 課	新幹線・地域交通課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	クラブツーリズム株式会社		
所 在 地	東京都新宿区西新宿6丁目3番1号		
監査執行年月日	平成24年10月18日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成23年度佐賀県誘客連携促進事業費補助
		補助事業費	24,419,000円
		補助金交付額	24,419,000円
所 管 課	空港課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社読売旅行		
所 在 地	東京都中央区築地2丁目5番3号		
監査執行年月日	平成24年10月17日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成23年度佐賀県誘客連携促進事業費補助
		補助事業費	10,554,000円
		補助金交付額	10,554,000円
所 管 課	空港課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	ハウステンボス連携誘客プロジェクト		
所 在 地	武雄市武雄町大字昭和1番地1		
監査執行年月日	平成24年 9月28日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県新幹線活用地域づくり事業費補助
		補助事業費	6,854,355円
		補助金交付額	4,000,000円
所 管 課	新幹線・地域交通課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。 ハウステンボス周遊観光協議会の構成員である武雄市の年会費を、ハウステンボス連携誘客プロジェクトで、佐賀県新幹線活用地域づくり事業費補助金の補助対象経費として支出していた。 年会費 200,000円、振込手数料 840円</p> <p>(2) ツアーバス業務委託の契約内容で適正でないものがあった。 当協議会は、ハウステンボスとの共催で、ハウステンボスと武雄市間のツアーバス運行を計画し、その運行業務と利用促進活動をハウステンボスの子会社であるエイチ・テイ・ビー観光(株)に委託している。 バス運行経費については、当協議会とハウステンボスで負担することとして補助事業申請がなされていたが、ハウステンボスとの運行経費等の負担割合等を締結した書類がなく、エイチ・テイ・ビー観光(株)との委託契約書のみが存在し、経費の全体額が把握できる契約書となっていなかった。実績報告書においても当協議会の支出額のみを報告となっており、補助金申請書に基づく実績報告書となっていなかった。 経費の全体額が把握できるように、当協議会とハウステンボスとの経費の負担割合の覚書を締結したうえで、エイチ・テイ・ビー観光(株)と委託契約を締結するとともに、実績報告書には、経費の全体額が把握できる収支決算書を提出すべきであった。 また、ツアーバスの乗車料金については、当協議会ではなく、委託先である</p>		

	<p>エイチ・テイ・ビー観光（株）が収受することが業務委託仕様書の中で定められていたが、収受の根拠が明らかでなく、業務委託契約書にも規定されておらず、乗車料金に対する報告等も徴取されていなかった。</p> <p>(3) 事業実施に基づく効果の検証が不十分であった。 当協議会は、ハウステンボスと武雄を結ぶ「ツアーバス」を運行し、ハウステンボス及び武雄宿泊の周遊観光プラン造成を目指すものであるが、ツアーバス実施による周遊観光プラン造成の取組が実績報告書に記載されてなく、効果の検証が不十分であった。</p>
--	--

団 体 名	嬉野温泉周遊観光二次交通整備推進会		
所 在 地	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地		
監査執行年月日	平成24年10月 2日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県新幹線活用地域づくり事業費補助
		補助事業費	5,557,833円
		補助金交付額	4,000,000円
所 管 課	新幹線・地域交通課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) ツアーバスの利用者の増加を図りたい。 ハウステンボスと嬉野温泉の周遊観光地づくりを目指して、ハウステンボスと嬉野温泉を結ぶ「ツアーバス」を運行したが、平均乗車人数の目標が20人であったのに対し、実績は2.3人となっており目標を大きく下回っていた。 PR等を積極的に実施する等して、利用者の増加を図りたい。</p>		

団 体 名	佐賀県世界遺産フェスタ等実行委員会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成24年 7月 2日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	佐賀県世界遺産フェスタ等実行委員会負担金
		負担事業費	3,500,000円
		負担金交付額	3,500,000円
所 管 課	文化課 (世界遺産登録推進室)		

監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実行委員会の規程の制定で、会長の決裁がなされていなかった。 実行委員会の決裁等規程及び会計処理規程を制定するにあたり、決裁文書に決裁権者である会長の押印がなかった。</p> <p>(2) 予算の流用事務について、適正でないものがあつた。 会計処理規程第8条において、流用による当該科目の増加額が流用前の2割以内である場合又は流用額が40万円未満である場合は、事務局長の承認を必要とするが、承認を得ないまま流用を行っていた。 ・委託料(佐賀県世界遺産フェスタ委託料等) 流用額 40,000円</p>
-----------	--

団 体 名	社団法人佐賀県造園建設業協会		
所 在 地	佐賀市金立町大字千布637番地1		
監査執行年月日	平成24年 8月 7日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	2013 順天湾国際庭園博覧会庭園出展事業負担金
		負担事業費	12,020,400円
		負担金交付額	12,020,400円
所 管 課	国際交流課		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 負担金に係る収支予算の補正手続で、適正でないものがあつた。 通常総会の議決により、収支予算の補正については理事会に委任され、負担金に係る収支予算の補正について、平成24年2月29日の理事会で承認されているとのことであるが、議事録が作成されていなかった。</p> <p>(2) 負担事業が一般会計で処理されているため次期への繰越額が明確になっていなかった。 負担事業については、他の事業と明確に区分するため別会計を設ける等し、そのうえで、総会の議決を受けられたい。</p>		

団 体 名	佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成24年 7月 4日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	佐賀県産業人材確保プロジェクト事業負担金
		負担事業費	10,292,000円
		負担金交付額	10,292,000円
所 管 課	雇用労働課		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 予算の流用事務について、適正でないものがあつた。 会計処理規程第9条において、流用による当該科目の増加額が流用前の予算額の2割以内である場合は、事務局長の承認を必要とするが、承認を得ないまま流用を行っていた。</p> <p>(2) 監事による監査報告が総会後に行われていた。 平成23年度の収支決算については、平成24年4月24日に開催された総会に「見込み」として報告され、監事による監査報告は平成24年6月13日付けで提出されていた。</p>		

団 体 名	社団法人佐賀県トラック協会		
所 在 地	佐賀市高木瀬西三丁目1番20号		
監査執行年月日	平成24年10月 4日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	交付金	交付金事業名	佐賀県運輸事業振興助成交付金
		交付事業費	207,728,000円
		交付金交付額	207,728,000円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	<p>交付金事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 交付金事業のうち、事業計画及び予算の承認を受けないまま実施されているものがあつた。 補助金交付要綱では、交付金の使途区分として、融資を円滑にするため基金への造成(積立)が交付対象となっている。基金への積立については、事業計画及び予算の承認は受けているが、基金を財源として実施する会員への融資に対する利子補給事業について、総会での実施計画及び予算の承認を受けないままに実施されてい</p>		

	<p>た。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成23年度利子補給額</td> <td style="text-align: right;">17,002,256円</td> </tr> <tr> <td>うち基金処分額</td> <td style="text-align: right;">10,230,069円 (基金処分額)</td> </tr> <tr> <td> 基金の運用利息</td> <td style="text-align: right;">2,721,922円 (利子補給金に充当)</td> </tr> <tr> <td> 全国トラック協会補助金収入</td> <td style="text-align: right;"><u>4,050,265円 (利子補給金に充当)</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">利子補給金の決算額</td> <td style="text-align: right;">12,951,991円 (決算書の計上額)</td> </tr> </table> <p>当団体の基金運営要領では、運輸振興助成交付金からの近代化基金への繰入や近代化基金の預託によって発生する受取利息は、特別会計で管理することとなっているが、通帳で管理され、年間の収支の状況が報告されておらず、適正な利子補給額、全国トラック協会補助金収入の報告がなされていなかった。</p>	平成23年度利子補給額	17,002,256円	うち基金処分額	10,230,069円 (基金処分額)	基金の運用利息	2,721,922円 (利子補給金に充当)	全国トラック協会補助金収入	<u>4,050,265円 (利子補給金に充当)</u>	利子補給金の決算額	12,951,991円 (決算書の計上額)
平成23年度利子補給額	17,002,256円										
うち基金処分額	10,230,069円 (基金処分額)										
基金の運用利息	2,721,922円 (利子補給金に充当)										
全国トラック協会補助金収入	<u>4,050,265円 (利子補給金に充当)</u>										
利子補給金の決算額	12,951,991円 (決算書の計上額)										

団 体 名	社団法人佐賀県バス・タクシー協会		
所 在 地	佐賀市若楠二丁目7番2号		
監査執行年月日	平成24年 8月 9日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	交付金	交付金事業名	佐賀県運輸事業振興助成交付金
		交付事業費	16,093,908円
		交付金交付額	14,367,000円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	交付金事業は計画どおり完了し、交付された交付金は、交付目的に沿って執行されていた。		

3 公の施設の指定管理団体

団 体 名	佐賀県障害者スポーツ協会		
所 在 地	佐賀市天祐一丁目8番5号		
監査執行年月日	平成24年 8月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	勤労身体障害者教養文化体育館
	管 理	委 託 額	6,595,000円
所 管 課	スポーツ課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 体育館の運営に関する業務で、適正でないものがあった。 総合福祉センター管理規則第18条では、体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までを含む12時間以上とされている。この規定に基づき、指定管理者は午前9時から午後9時まで開館するとされ、職員が配置されているが、労働基準法に定められた休憩時間が取れない職員配置になっていた。</p> <p>(2) 協定書に基づく規程の整備がされていないものがあった。 管理運営に関する協定書第23条では業務に係る情報公開について、同第27条では個人情報の開示請求に対する対応等について、必要な規程を整備するものとされているが、整備されていなかった。</p> <p>(3) 備品の取扱いで、適正でないものがあった。 勤労身体障害者教養文化体育館の管理運営に関する協定書第11条第5項で、団体の負担により購入又は調達した備品又は団体が自ら所有する備品を体育館に持ち込み、管理運営業務の用に供する場合は、県が定める備品台帳とは別の管理簿を作成し、管理するものとする規定されているが、県所有の備品と団体所有の備品が混じった管理簿が作成されており、所有備品の区分が不明瞭であった。 また、団体の自己負担により新たに購入した備品の管理簿への記載がなかった。</p>		

団 体 名	特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク		
所 在 地	佐賀市神野東二丁目6番10号		
監査執行年月日	平成24年10月17日		
監 査 執 行 者	監査委員 池 田 巧		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県難病相談・支援センター
	管 理	委 託 額	9,779,000円
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理はおおむね適正に行われていた。		

所管課・関係課ごとの監査結果

1 出資団体関係

所管課	まなび課		
団体名	財団法人佐賀県教育文化振興財団		
財政的援助内容	出資金	出資額	20,000,000円
	公の施設の管理	施設名	佐賀県北山少年自然の家 佐賀県黒髪少年自然の家 佐賀県波戸岬少年自然の家
監査の結果	<p>【佐賀県黒髪少年自然の家関係】</p> <p>(1) 管理運営業務事業報告書の審査で、不十分なものがあつた。 事業報告書で、事業計画に対する実績の記載漏れがあつたにもかかわらず、所管課は、修正指示を行うことなく受理していた。指導及び審査を徹底された。</p>		

所管課	医務課		
団体名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館		
財政的援助内容	出資金	出資額	2,316,978,749円
	補助金	補助事業名	県立病院移転改築事業費補助
		補助事業費	2,551,039,870円
		補助金交付額	645,376,000円
	貸付金	貸付事業名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館貸付 (平成22年度～平成23年度貸付)
		平成23年度末貸付残高	4,553,000,000円
		貸付事業名	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館債権 (平成元年度～平成21年度貸付)
		平成23年度末貸付残高	1,560,639,609円
	負担金	負担事業名	県立病院移転改築事業負担金
		負担事業費	175,424,000円
負担金交付額		175,424,000円	
負担事業名		県立病院好生館運営費負担金	
負担事業費		1,081,526,000円	
負担金交付額	1,081,526,000円		
監査の結果	<p>【県立病院移転改築事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。 補助金交付申請書は平成23年10月31日付けで提出されていたが、交付決定は翌年1月17日であり、交付決定までに2か月半ほど要していた。</p>		

所 管 課	健康増進課		
団 体 名	財団法人佐賀県アイバンク協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	5,000,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 団体への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>団体の寄附行為第10条で、本協会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、佐賀県知事に届け出なければならないと規定されているが、届出がされていないが。</p> <p>また、同寄附行為第12条で、本協会の事業報告及び収支計算は、理事長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、佐賀県知事に報告しなければならないと規定されているが、報告がされていないが。</p>		

所 管 課	新産業・基礎科学課		
団 体 名	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	8,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助
		補 助 事 業 費	83,588,693円
		補助金交付額	83,588,693円
		補 助 事 業 名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助
		補 助 事 業 費	29,692,385円
		補助金交付額	28,114,185円
		補 助 事 業 名	佐賀県技術振興等補助
		補 助 事 業 費	26,472,581円
		補助金交付額	26,472,581円
	損失補償	損失補償事業名	さが農商工連携応援ファンド事業資金損失補償
		平成23年度末補償残高	510,000,000円
	貸付金	貸付事業名	さが農商工連携応援基金事業資金貸付(平成21年度貸付)
		平成23年度末貸付残高	2,010,000,000円
		貸付事業名	さが中小企業応援基金事業資金貸付(平成20年度貸付)
		平成23年度末貸付残高	1,050,000,000円
		貸付事業名	創造的中小企業創出支援事業費貸付(平成15年度貸付)
平成23年度末貸付残高		40,000,000円	
公の施設の管理	施 設 名	佐賀県地域産業支援センター 佐賀県立九州シンクロトン光研究センター	

監 査 の 結 果	<p>【出資団体関係】</p> <p>(1) 応援基金事業（中小企業、農商工連携）の事業実施を踏まえ、基金規模の見直し及び事業実施の取組に対するセンターへの指導・助言を徹底されたい。</p> <p>中小企業応援基金は事業実施から4年、農商工連携応援基金にあつては3年を経過している。両事業とも事業実施期間（10年間）の3分の1を経過し、基金の運用額に対して応募件数が少なく、運用額に残額が生じていることから、事業者ニーズの調査を行い、応援基金事業実施要領に定める基金規模の適正化を実施されたい。</p>
-----------	--

所 管 課	国際戦略グループ		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助
		補助団体数	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
		補助事業費	83,588,693円
		補助金交付額	83,588,693円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付要綱で、見直しの検討を要するものがあつた。</p> <p>海外拠点整備事業で、パソコン等が整備されているが、財産処分の制限について検討されていなかった。補助事業で財産の整備を対象とする場合は、財産処分の制限について検討し、制限が必要なものがあれば規定を整備されたい。</p>		

所 管 課	農産課		
団 体 名	公益社団法人佐賀県農業公社		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	10,600,000円
	補助金	補助事業名	佐賀県農地保有合理化促進対策費補助
		補助事業費	17,184,827円
		補助金交付額	16,734,000円
監 査 の 結 果	<p>【佐賀県農地保有合理化促進対策費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>農地保有合理化促進対策費補助金の実績報告書で、土地買入資金助成費の実績額が誤っていた。実績報告書の審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	畜産課		
団 体 名	社団法人佐賀県畜産協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	77,500,000円
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県肉用牛肥育経営安定特別対策事業費補助
		補 助 事 業 費	417,008,000円
		補助金交付額	41,054,200円
監 査 の 結 果	<p>【佐賀県肉用牛肥育経営安定特別対策事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書及び補助金交付請求書の審査について、適正でないものがあった。</p> <p>肥育牛の生産者積立金単価において、積立対象頭数の一部に旧単価を適用すべきところ、誤って新単価が適用されていたことから、総事業費に誤りがあった。</p> <p>補助金交付申請書及び補助金交付請求書の審査については、適正にされたい。</p>		

所 管 課	畜産課		
団 体 名	社団法人佐賀県畜産公社		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	96,000,000円
監 査 意 見	<p>1 平成23年度の経営状況は、各出荷団体からの出荷頭数の減少に伴い、と畜(牛、豚)処理収入等の減少で、多額の損失額(△49,528千円)を計上している。早急に経営改善計画(コスト削減を含む)の策定を指導するとともに、出資者として積極的に公社の健全経営に関与されたい。</p>		

所 管 課	空港課		
団 体 名	公益社団法人佐賀県農業公社		
財政的援助内容	貸付金	貸付事業名	農地保有合理化事業特別資金貸付 (平成3年度、平成5年度貸付)
		年度貸付末残高	663,317,550円

<p>監 査 の 結 果</p>	<p>(1) 代替農地の一時貸付に伴う収支差額の取扱いについて、検討すべきものがあった。</p> <p>代替農地については、善良なる管理を行うため、公社では農家に一時貸付がなされている。一方、農地の管理経費は、土地改良区への負担金や農地維持費が支出され、収支差額が発生しているが、この貸付収入と管理経費との収支差額の取扱を協議しないまま、現在に至っている。</p> <p>については、代替農地に係る収支差額の取扱いを、早急に公社と協議されたい。</p>
<p>監 査 意 見</p>	<p>(1) 代替農地の必要性について</p> <p>県は、佐賀空港用地の代替地として、農地保有合理化事業特別資金を貸付し、代替農地を長期に亘って公社に保有・管理させている。</p> <p>県では、佐賀空港開港後13年が経過した現在、東京便の増便（5便化）への取組と合わせて、佐賀空港の国際化に向けて、LCC（格安航空会社）の誘致活動の取組が進められている。</p> <p>こうした中、将来的に就航先の拡大や便数の充実などにより、滑走路等の空港施設の拡充の必要性が出てくることが想定されるとして、現在まで公社に代替農地として保有・管理させている。</p> <p>しかしながら、空港建設当時と比較し、社会情勢や農業情勢も変化していることから、空港施設の拡充に伴う代替農地については、庁内関係部局で議論のうえ、その必要性を検討されたい。</p> <p>(2) 農地保有合理化事業特別資金貸付に係る貸付期間の延長について</p> <p>公社では、代替農地を適切に管理するため、地元の農業委員会による斡旋で、農家に一時貸付利用がなされているが、特別資金貸付金の貸付期間が1年限りの更新となっていることから、農家への一時貸付期間も1年限りとなっている。</p> <p>このため、毎年、農業委員会を通じて農地の貸付募集（公募）の実施と貸付者決定のための選考会を開催するなど、代替農地の管理が煩雑なものとなっている。</p> <p>そこで、代替農地を農家の規模拡大、農地の集団化等の農地保有の合理化に資するとともに、管理事務手続きを簡素化するため、特別資金の貸付期間を現在の1年から3～5年程度に延長できないか検討されたい。</p>

2 補助金等交付団体関係

所 管 課	男女参画・県民協働課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県新しい公共の場づくりのための（被災者支援、災害復旧及び復興関連）モデル事業費補助
		補助団体数	佐賀から元気を送ろうキャンペーン実行委員会ほか1団体
		補助事業費	22,443,025円
		補助金交付額	10,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付事務で、適正でないものがあった。 補助事業に要する経費の配分の30%を超える変更があったにもかかわらず、変更交付申請をさせずに、実績報告書を受理していた。</p> <p>(2) 実績報告書の記載内容が不適切だった。 補助金交付申請書の収支予算書には細事業ごとに支出予定額が記載されていたが、実績報告書の収支決算書には細事業ごとの支出額の内訳が記載されておらず、申請内容と事業実績との対比ができていなかった。</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助団体数	学校法人昭和学園ほか74団体
		補助事業費	3,484,611,000円
		補助金交付額	1,551,915,000円
監査実施団体数	3団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>② 要綱第4条の規定により、国、県及び市町から受ける他の補助金の対象となる経費は交付対象経費から除かれるとされているが、補助事業に要する経費見込書（別紙様式第2号）及び補助事業実績報告書（別紙様式第4号）の様式には、交付対象経費ではなく、補助金収入額を除くようにするなど、要綱本文と様式の内容が一致しないものがあった。</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助
		補助団体数	学校法人昭和学園ほか71団体
		補助事業費	181,062,854円
		補助金交付額	168,557,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>要綱第4条の規定により、補助対象経費は他の補助金の交付の対象となる経費を除くとされているが、事業計画書及び事業実績報告書中 5 (1) 補助対象経費の算定では、補助対象経費ではなく補助金額を控除するようになっていた。</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助団体数	学校法人松尾学園ほか8団体
		補助事業費	5,509,152,000円
		補助金交付額	2,374,778,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>② 学校の運営・生徒の教育に直接的に関わる経費以外の経費は補助対象外として運用されているが、交付要綱には、その旨明記されていない。</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立高等学校授業料減免補助
		補助団体数	学校法人伊万里学園ほか5団体
		補助事業費	38,871,250円
		補助金交付額	25,825,250円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。</p> <p>平成23年8月30日付けで補助金交付申請書が提出されているにもかかわらず、事務処理の遅れにより、平成24年2月15日付けで補助金の交付決定がされていた。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>		

所 管 課	スポーツ課		
団 体 名	佐賀県ヨット連盟		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県ヨット連盟運営事業費補助
		補 助 事 業 費	11,692,856円
		補助金交付額	11,692,856円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県ヨットハーバー
監 査 の 結 果	<p>【佐賀県ヨット連盟運営事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で、補助対象経費の取扱いが不明確であった。 要綱第1条の趣旨では、海洋スポーツの普及振興を図るため、予算の範囲内で補助金を交付すると規定されている。 一方、要綱第2条の補助対象経費では、指導業務に従事する者の人件費と規定されている。 この普及振興を図るための指導業務の定義を、曖昧にしたまま、補助金交付申請の事業計画及び実績報告の事業実績では、休日や時間外を含めたヨットの競技力の向上から普及振興まで幅広く記載されたものが提出され、県は、それを審査し、そのまま受理している。 このため、普及振興を図るための指導業務は、交付申請書や実績報告書に記載された内容と考えられるが、県は、補助対象外の業務が含まれているとの認識である。 このように、補助金交付申請書及び実績報告書の不適切な審査が続けられていた。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(3) 補助対象経費である退職手当積立金の予算措置がされていなかった。 補助金交付要綱の補助対象経費は、「佐賀県ヨット連盟が雇用し、佐賀県ヨットハーバーにおいて指導業務に従事する者のうち知事が特に必要と認める者の人件費」となっており、給料、諸手当、各種保険料、退職手当積立金となっている。 しかしながら、県が年度当初に通知した内示額（限度額）には、退職手当積立金の額が内示されないままに補助金申請及び交付決定がなされており、団体の退職積立金に不足が生じる結果となっていた。 なお、退職手当積立金の預金通帳によると、平成19年度まで積立がなされているが、それ以降の積立措置がなされていなかった。 補助対象職員（3名）に係る退職手当積立必要額 9,787,770円 佐賀県ヨット連盟退職積立金積立額 5,240,591円 〃 退職手当積立不足額 4,547,179円 (平成24年3月31日現在)</p>		

	<p>【指定管理関係】</p> <p>(1) 指定管理業務に含めることができない業務を、行わせていた。 使用料の減免は、条例に基づき、知事の権限であるにもかかわらず、管理運営業務仕様書で指定管理者に、その業務を行わせていた。</p> <p>(2) 指定管理運営業務仕様書に定める施設の保全計画書の県への提出を指導していなかった。 佐賀県ヨットハーバー（指定管理施設）は、昭和63年3月に建設され、23年が経過している。 所管課は、利用者が施設等を安全かつ安心して使用できるよう、常に施設等の予防保全に努めなければならない。そのためにも、指定管理者から施設の保全計画書を提出させ、施設等の保全状況を把握しておく必要がある。</p> <p>(3) 使用料の納期で、指導及び検討を要するものがあつた。 条例では、研修室、宿泊室及び艇置場（1日単位の使用を除く）を使用する場合の納期は使用日の1週間前まで、また艇置場を1日単位で使用する場合の納期は使用の際と規定されているが、納期後に徴収しているものがあつた。 前回の監査においても同様な事例がみられたことから、団体に対し、納期内徴収を指導するとともに、実態に即した納期について検討されたい。</p>
<p>監 査 意 見</p>	<p>1 スポーツの普及振興及び競技力の向上並びに指導者の育成、確保について ヨット競技は、小中学生から、高校生、成年までを対象とし、インターハイや国民体育大会などの国内大会のみならず、国際大会も視野に入れて、活動を続けられ、優秀な成績を上げられており、県民の期待は大きいものがある。現在その普及振興は、ヨット連盟を核に活動されているが、ヨット連盟は、組織力も脆弱で、活動財源も乏しい状況にある。 平成24年度からスポーツ行政については教育委員会から知事部局へ所管が移され、今後この分野については力を入れていかれると考えるが、スポーツの普及振興及び競技力の向上並びに指導者の育成、確保に当たっては、各種競技団体の状況を踏まえながら、中長期的な方針を持って取り組まされたい。</p>

所 管 課	文化課 (世界遺産登録推進室)		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	佐賀県世界遺産フェスタ等実行委員会負担金
		団体名	佐賀県世界遺産フェスタ等実行委員会
		負担事業費	3,500,000円
		負担金交付額	3,500,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 実行委員会の設置に当たり、庁内での協議が不十分であった。 実行委員会設置の際、その必要性及び規約等の内容について、「協議会の設置及び運営に関する基本指針」で、本部の企画・経営グループに協議するとともに、規約等の内容については、職員課の確認を受けることとなっているが、されていなかった。</p>		

所 管 課	母子保健福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助
		補助団体数	社会福祉法人洗心和合会
		補助事業費	245,059,500円
		補助金交付額	182,956,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 交付決定通知書に交付条件が列挙されていなかった。 交付決定通知書には交付条件を列挙すべきところ、「この補助金は、要綱第4条各号に定める事項を条件として交付する」と記載されていた。</p> <p>(2) 補助金の交付条件の履行確認で、不十分なものがあつた。 補助金交付要綱第4条第1項第2号に、「佐賀県福祉のまちづくり条例に係わる施設整備基準に適合させること」等の条件を規定しているが、この条件を満たしているかどうかについて、確認が不十分だった。 付した条件が履行されているかどうかについて、確実に確認されたい。</p>		

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助団体数	社会福祉法人洞庵の園ほか23団体
		補助事業費	871,317,883円
		補助金交付額	567,165,000円
監査実施団体数	3団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業者に対する利用者の収入認定事務の指導を徹底されたい。 軽費老人ホーム事務費補助金の補助金交付額の算定は、事務費支出額から、</p>		

	<p>入所者から徴収した事務費本人徴収額を控除して得た額が基本額となっており、事務費本人徴収額の決定は補助金額の算定に影響を及ぼすものである。</p> <p>また、事務費本人徴収額の決定は、入所者の前年度収入額によって決定するものであり、その認定事務は補助事業者が実施することとなっている。</p> <p>所管課は、補助事業者に対する利用者の収入認定事務の指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 施設入居に伴う利用料金等に係る領収書の発行で、指導を要するものがあった。</p> <p>一部の施設では、利用者の利用料金等本人負担分の領収書は発行されているものの、明細書が添付されていない。</p> <p>入居者の中には、月の中途での入退去、病院等への入院や自宅等外出で一時的にホームを離れるケースもあり、日割り計算による利用料金徴収の必要がある。その際、入居者に本人負担額の内容（利用日数、給食日数等）がわかるよう明細書の添付を指導されたい。</p> <p>(3) 補助金の交付決定が遅延していた。</p> <p>補助金の申請から交付決定までの期間が、補助金交付要綱に定める期間（30日）を超えて交付決定がなされていた。</p> <p>補助金の交付申請期限 平成23年5月31日（提出日）</p> <p>〃 の交付決定日 平成23年7月8日（処理期間 38日）</p>
--	---

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費（基盤整備事業等）補助
		補助団体数	社会福祉法人たちばな会ほか12団体
		補助事業費	137,832,906円
		補助金交付額	122,954,000円
監査実施団体数	3団体		
監査の結果	<p>(1) 増築した建物について登記がされていなかったが、補助事業で取得した財産の適正な管理についても適切に指導されたい。</p> <p>(2) 補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指示、指導で、不十分なものがあった。</p> <p>契約手続や施工内容については、補助金交付要綱等に規定するなど、事前にできるだけ明確にし、また、補助事業者に対して、十分な指示や指導を行う必要があった。しかしながら、事前の指示、指導や申請書等の審査が不十分であったため、団体の補助事業の執行において、不適切な事例が見受けられた。</p> <p>補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指示、指導を徹底されたい。</p>		

- ① 入札に際し、全参加業者に工事内容を適切に説明できるようにするため設計書を作成すべきであった。
- ② 入札参加者については、建設業（建築）の許可を受けているなど施工能力のある業者を選定すべきであった。
- ③ 本補助金は2千万円までは全額補助であり、補助事業者の自己負担はほとんどないことから、真に必要な工事か事前に検討すべき事例が見受けられた。
 - ・事前に検討すべき事例
 - 階段工 1,680,105 円（既存の階段があり改修で対応可能）
 - 耐震補強工事 1,954,575 円
 - （設計書の中に耐震診断料が含まれており、工事と一体的に実施されている。耐震診断の結果が分からなければ耐震補強工事がどの程度の規模で必要か分からない。）
- ④ 申請時と実績報告書提出時とで、施工内容が相違している（空調設備の設置箇所の変更、更衣室がロッカーに変更）が、設計書等が徴取されておらず、施工内容や事業費の妥当性の検討をしないまま、補助金額に影響が及ばないとして、補助金変更交付申請を求めているなかった。
- ⑤ 耐震補強工事については2百万円近い工事であるが、工事個所は建物の壁面内部にあり、壁を取り外さなければ確認できない。
 - 施工状況の写真等の工事完成を確認ができる書類が作成されていなかった。
- ⑥ 工事代金については現金で支払われているが、高額であり、相手方に支払ったことが客観的に分かるよう、また、安全面の観点からも口座振込で支払うようにする必要があった。

支払日及び金額	平成 23 年 6 月 14 日	8,000,000 円
	平成 23 年 10 月 1 日	12,046,078 円

(3) 事業実施要領等を定め、事業を実施する必要があった。

本補助金は、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの円滑な移行を目的として創設されたものである。補助金額は2千万円を限度とし、全額が補助される。全額補助の補助金は補助事業者の自己負担がなく、補助事業者が経費を節約しようという意識が働かず、現に設計書もないまま、2千万円に近い金額で工事請負契約している例が見受けられた。

所管課においては、真に必要な工事内容、適正な工事価格、契約事務の透明性の確保を図るための補助事業の制度設計が必要であった。

事業の実施に当たって、必要となる実施要領等を定め、補助事業者がどういった手続で事業を進め、どのような書類を整備すればよいか具体的に示し、また、県としての事業実施の手順、補助事業者への指示、指導及び審査項目等を定め、円滑に事業が実施されるよう改善されたい。

(4) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。

- ① 契約手続についての規定がなかった。
- ② 補助金交付要綱別表に賃貸物件を補助対象とする旨の規定が明確でなかつ

	<p>た。</p> <p>③ 補助金交付申請書で、ケアホーム、グループホーム（賃貸物件）の改修整備（1施設あたり5,000千円）については、賃貸借契約書の写し及び改修同意書の写しを添付することになっているが、基盤整備事業（1施設あたり20,000千円）については、賃貸物件の確認書類に関する規定がなかった。</p>
--	---

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県福祉・介護職員処遇改善事業助成
		補助団体数	社会福祉法人たちばな会ほか71団体
		補助事業費	284,147,265円
		補助金交付額	255,741,034円
監査実施団体数	3団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付申請書及び実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 補助金交付申請書の添付書類の不足や実績報告書の補助対象額に誤りがあつたにもかかわらず、県はそのまま受理していた。</p>		

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害福祉関係施設整備費補助
		補助団体数	社会福祉法人たちばな会ほか4団体
		補助事業費	969,406,670円
		補助金交付額	614,691,000円
監査実施団体数	3団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について定められていなかった。</p> <p>(2) 繰越事業に係る補助金の支出で、適正でないものがあつた。 平成23年度から平成24年度への繰越事業で、出来高検査（実績）をしないまま補助金が支出されていた。 所管課は、平成23年度の支出に際して、補助事業者から工事費の出来高計算書を提出させ、出来高検査（現場確認）のうえ、支出すべきであつた。 補助金交付決定額 133,500,000円 うち平成23年度支出額 53,400,000円（4割相当額）</p> <p>(3) 補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指導で、不十分なものがあつた。 補助対象となる施設の区分が明確になされていないことや補助対象経費の誤</p>		

	<p>り及び工事請負契約に既に完了している基本設計の設計料を含めて契約する等の入札・契約事務手続の不備等があり、審査や指導が不十分であった。</p> <p>補助金交付申請書等の審査や補助事業者への指導を徹底されたい。</p> <p>(4) 交付決定通知書に列挙された条件で、適当でないものがあつた。</p> <p>補助金交付決定通知に財産の処分の制限に関する条件について記載されているが、今回の補助金とは関係ない備品に関することが記載されており、本来必要な不動産に関することについては、記載していなかった。</p> <p>(5) 補助事業の採択で検討を要するものがあつた。</p> <p>補助事業者は、グループホームを2棟（男子棟、女子棟）整備しているが、補助金申請は、1棟分のみの申請となっていた。</p> <p>事業実施の前年度に、事業計画書（2棟分）を県に提出しているが、県から計画時点で県内の整備状況を勘案し、各施設1棟分を内示（事業承認）されているが、2棟（男子棟、女子棟）のうちのどれが補助対象施設か明確に通知がなされていないこともあり、補助事業者の決算書には、2棟とも補助対象施設として、固定資産台帳に整理されていた。</p> <p>事業採択に当たっては、内示（事業承認）行為の中で、補助対象施設を明確に補助事業者に通知すべきであつた。</p> <p>また、平成23年度の予算額は、「佐賀県総合計画2011」に基づき、10カ所の整備予算を確保していたが、2月補正予算で創設等の見込みが下回つた（10カ所→7カ所）として予算が減額されていた。</p> <p>所管課は、県内事業者へ補助対象施設の交付決定をした時点で、総合計画を下回っていれば、再度、補助事業者の追加募集や次年度整備計画の前倒し、今年度計画事業者に対する追加の検討を実施するなどして総合計画の達成に努力する必要があつた。</p>
--	--

所 管 課	障害福祉課（就労支援室）		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助
		補助団体数	特定非営利活動法人ステップワーカーズほか1団体
		補助事業費	55,019,496円
		補助金交付額	54,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 事業効果を年度中に発現できるよう実施方法を見直されたい。</p> <p>当事業は、当初予算で1施設4千万円の予算が計上されていたが、事業年度の6月に補助事業者の要望調査を実施し、予算額に不足が生じたことから、9月議会で予算の補正を行い、事業費を確保して事業実施となっていた。事業採択で経営コンサルタントの評価を要件としており、必要な手順に一定の時間を</p>		

	<p>要し、工賃の引き上げに必要な大規模生産設備の完成が年度末となり、事業効果の発現が翌年度以降となっていた。</p> <p>当初予算成立前に補助事業者の事前調査を行い、必要な予算の確保と補助事業者を早急に決定して、事業効果が早期に発現できるよう、実施方法を見直されたい。</p> <p>【平成23年度大規模生産設備整備事業実施手続き】</p> <p>平成23年6月・・・事前調査（B型施設へ）を開始（期限7月16日） （2施設希望あり。）</p> <p>平成23年8月・・・事前調査の結果、予算に不足が生じたことから、 9月補正で追加計上</p> <p>平成23年9月・・・補助事業希望者説明会開催</p> <p>平成23年10月・・・補助事業者へ経営コンサルタント派遣事業計画の承認 （経営コンサルタントが10月からヒアリング等、事業計画への助言開始）</p> <p>平成23年11月・・・事業計画書提出（経営コンサルタントへ）</p> <p>平成23年11月・・・事業計画書の評価（事業計画書と合わせて県へ）</p> <p>平成23年12月・・・審査会（副本部長、課長、室長により審査）</p> <p>平成23年12月9日・・・内示</p> <p>平成23年12月15日・・・交付申請書提出</p> <p>平成23年12月26日・・・補助金交付決定</p> <p>平成24年1月11日・・・大規模生産設備の事業者決定</p> <p>平成24年3月19日・・・大規模生産設備竣工</p> <p>平成24年3月20日・・・事業実施</p> <p>(2) 補助事業者の負担軽減のため、事業の進捗に応じた補助金の概算払を検討されたい。</p> <p>当事業実施に当たり、補助事業者は施設整備の契約の際に、契約金額の1/2相当額の支払いを求められ、資金不足により金融機関の融資で対応されていた。</p> <p>所管課は、補助事業者の財政状況を把握するとともに、事業の進捗に応じた補助金の概算払を検討されたい。</p>
--	---

所 管 課	医務課		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県医療施設耐震改修事業費補助
		補 助 団 体 数	医療法人正友会松岡病院ほか4団体
		補 助 事 業 費	6, 5 0 3, 9 7 4, 1 9 4円
		補助金交付額	1, 4 6 7, 3 6 7, 0 0 0円
監査実施団体数	3団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標</p>		

準的な期間について、定められていなかった。

(2) 補助事業の実施で、適正でないものがあつた。

補助金の交付対象の要件として必要な耐震化整備指定医療機関の指定がされていないにもかかわらず、交付決定を行っていた。

(3) 補助金の交付決定が遅延していた。

補助金交付申請日 平成23年4月1日

補助金交付決定日 平成23年10月24日

(4) 実績報告書等の審査及び団体への指導で、不十分なものがあつた。

補助事業で整備されたリハビリ棟は、事業実施計画書及び事業実績報告書に診療部門として記載すべきであつたが、補助対象にしていないサービス部門に計上されていたにもかかわらず、そのまま受理していた。

また、建築工事の入札で、2業者が最低制限価格未満で失格、4番目に低い価格で見積った業者が他社の見積りにないシールド工事(6,270千円)を含んでおり、その価格を除けば最低価格になるということで、落札していたが、予定価格調書及び最低制限価格調書が証拠書類として保存されていなかった。所管課は契約方法について補助事業者への指導を適切に行われたい。

(5) 補助金交付にあたり、概算払いを検討すべきであつた。

補助事業期間は、平成22～23年度事業で事業費も多額となることから、補助事業者の事業進捗(報告)を把握し、補助事業者の資金繰りを勘案のうえ、適期に補助金の概算払いを検討すべきであつた。

病棟新築工事請負契約額 1,044,750,000円

工期 平成23年3月8日～平成23年12月26日

請負代金の支払い 第1回 平成23年3月8日 208,950,000円

第2回 平成23年7月26日 313,425,000円

第3回 平成24年1月27日 522,375,000円

理事会承認時の資金計画

総事業費 1,085,600,000円

補助金予定額 246,481,000円

借入金予定額 830,000,000円

自己資金 9,119,000円

建設資金借入額〇〇銀行 1,000,000,000円(平成24年1月26日)

補助金完了払い 242,244,000円(平成24年3月16日)

所 管 課	医務課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県看護師等養成所運営費補助
		補助団体数	社団法人武雄杵島地区医師会ほか7団体
		補助事業費	999,719,762円
		補助金交付額	122,969,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(2) 補助金の交付決定が大幅に遅延していた。 補助金申請年月日 平成23年5月14日 〃 交付決定日 平成23年12月28日 処理期間7か月以上</p> <p>(3) 補助金の早期交付方法を検討されたい。 補助事業の内容が運営費であることから、一般財源（県費）相当分を先に交付決定するなど、補助金の早期支払いを検討されたい。</p>		

所 管 課	医務課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	質の高い看護職員養成確保対策費補助
		補助団体数	社団法人武雄杵島地区医師会ほか7団体
		補助事業費	27,196,033円
		補助金交付額	25,908,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>		

所 管 課	健康増進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助
		補助団体数	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館ほか1団体
		補助事業費	27,825,013円
		補助金交付額	27,479,000円
監査実施団体数	2団体		

監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。 交付申請年月日 平成 23 年 7 月 26 日 交付決定年月日 平成 24 年 1 月 4 日</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則第 4 条第 3 項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>② 補助金交付要綱第 5 条第 3 項（補助金交付の条件）における条文中、「第 1 項第 2 号」と規定すべきところ、誤って「前項第 2 号」と規定していた。</p> <p>③ 佐賀県補助金等交付規則第 3 条第 2 号に規定する補助金交付申請書への目的及び効果の記載の定めがなかった。</p> <p>④ 補助金交付要綱第 3 条（交付の対象経費及び補助金額）の表中及び補助金交付申請書、補助金変更承認申請書、補助金実績報告書の別紙に、当該事業の対象となる小事業のうち、1 事業の定めがなかった。</p> <p>⑤ 補助金交付要綱第 3 条（交付の対象経費及び補助金額）の表中「院内がん登録促進事業」に、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）が補助対象経費として定められていなかった。</p> <p>(3) 補助対象外経費にもかかわらず、補助対象経費として補助金を交付しているものがあった。 「院内がん登録促進事業」で、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）は補助対象経費として規定されていないにもかかわらず、補助対象経費として補助金を交付していた。</p>
-----------	---

所 管 課	健康増進課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	成人病予防センター機器整備事業費補助
		補助団体数	社団法人佐賀県医師会
		補助事業費	10,185,000円
		補助金交付額	10,151,000円
監査実施団体数	1 団体		

監 査 の 結 果	<p>(1) 補助事業の消費税の確定申告により仕入額控除した消費税及び地方消費税額に係る補助金が確定した際の報告書の提出について、指導されたい。</p> <p>補助金交付要綱第5条で、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告するよう規定されているが、交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者から提出されていなかった。特に、原則課税方式の場合、補助金に係る消費税及び仕入控除税額の確定により、補助金の返還等の可能性も出てくる中、所管課は、補助事業者の消費税の申告の有無、申告した場合の交付要綱規定の仕入控除税額の報告について、補助事業者を確認していなかった。申告方法等の確認を徹底し、消費税の申告により、補助金に係る消費税及び仕入控除税額が確定した場合は、知事への報告を行うよう指導されたい。</p> <p>(2) 補助事業者への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱では、「県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと」という条件を定めているが、契約書は作成されておらず、注文書で処理されており、具体的な条件等が定められていなかった。</p> <p>契約手続について、補助事業者を指導されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約内容 検査システム向け地域支援システム構築 10,185,000円
-----------	--

所 管 課	薬務課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県高機能薬局施設整備事業費補助
		補助団体数	一般社団法人伊万里有田会営薬局
		補助事業費	49,742,260円
		補助金交付額	49,742,000円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(2) 補助金交付申請書及び実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付申請書及び実績報告書に記載された補助対象経費の「仲介料」について、適正な経費区分に整理されていなかった。</p> <p>所管課においては、審査を徹底されたい。</p> <p>(3) 補助金交付要綱の制定が遅延していた。</p> <p>当事業は、平成22年1月に県が策定した地域医療再生計画（西部医療圏）に基づく事業であり、当初予算に計上しているにもかかわらず、補助金交付要綱</p>		

の制定が11月と遅れ、補助事業の申請時期が遅れる原因となっていた。

(4) 補助事業者の事務処理への指導で、不十分なものがあつた。

① 補助事業の進行管理で、指導が不十分であつた。

補助事業の実施にあたり、資産購入に係る契約事務で、補助金交付要綱に定める県に準拠した契約手続きを求めながら、指導が不十分で補助金の交付条件どおりの契約手続きがなされず、補助金の額の確定において、補助金の一部取消しがなされていた。

② 契約方法の指導が不十分であつた。

建築設計監理業務等については、直接専門の業者と契約すべきところを不動産業者と契約をしていた。

(5) 監査時点において、補助事業の目的が未達成のため、補助事業者に対する高機能薬局としての事業の進行管理を徹底されたい。

当補助事業は、西部保健医療圏に整備された伊万里有田共立病院の機能に合わせ、地域の基幹薬局となる高機能薬局を整備し、地域の医療提供体制（病院・薬局連携）の再構築を図ることを目的としている。

そして、高機能薬局の役割としては、

- ・新病院運営に合わせた夜間対応薬局（現状は、夜間の10時まで対応）
- ・地域かかりつけ薬局への誘導拠点
- ・地域薬局に対する医薬品備蓄センターとしての機能
- ・地域薬局への薬剤師派遣機能
- ・薬学部学生の実務実習教育機能
- ・地域薬剤師会の研修センター機能

となっている。

しかしながら、現状は、夜間対応薬局及び地域かかりつけ薬局への誘導拠点のみが監査時点での機能となっていた。補助目的を達成させるため、補助事業者が補助目的に沿った運営ができるよう、所管課は、継続して指導を実施するとともに、経年（3～5年間程度）で事業実施状況報告書を取るなど事業の進行管理を徹底されたい。

(6) 補助事業で取得した財産の処分等の条件で検討を要するものがあつた。

補助事業により取得された土地の処分等の制限の条件については、補助金交付決定の際に付した条件が分かりにくいものとなっている。今後、土地を補助対象とする場合には、補助金交付要綱及び交付決定通知に記載する処分等の条件についても適切なものとされたい。また、管理についても長期になるため、双方の担当者が忘れることがないように、引継時には必ず確認する等今後の適正な事務処理についても徹底されたい。

所 管 課	国際交流課		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	2013 順天湾国際庭園博覧会庭園出展事業負担金
		団 体 名	社団法人佐賀県造園建設業協会
		負担事業費	12,020,400円
		負担金交付額	12,020,400円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 負担金の支払いが遅延していた。 県と協会は平成23年3月5日に基本協定を締結しているが、平成23年度の年度協定については平成24年3月14日に締結され一年程遅れている。 このため、協会への負担金の支払いが遅れていた。この間、協会では特別会計や会員からの資金借入等により対応しており、協会に負担を強いることとなっていた。</p> <p>(2) 負担金事業の会計について、協会との協議で不十分なものがあつた。 協会では、負担金事業について一般会計として処理しているため、負担金事業の繰越金が決算書上明確になっていない。負担金事業については、明確に区分するよう協会と協議されたい。 また、負担金の使途基準や証拠書類となる契約書等の書類の作成についても整備するよう協議されたい。</p> <p>(3) 基本協定では、年度毎にその年度の費用負担について実施協定を締結することとなっているが、平成22年度分については年度協定書が締結されず、平成23年度に支払われていた。 平成22年度決算額 1,925,940円</p>		

所 管 課	商工課		
財政的援助内容	交付金	交付金事業名	佐賀県運輸事業振興助成交付金
		団 体 名	社団法人佐賀県トラック協会ほか2団体
		交付事業費	225,148,906円
		交付金交付額	223,479,000円
監査実施団体数	2団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 佐賀県運輸事業振興助成交付金の交付決定が遅延していた。 交付要綱第4条第4項では、「交付金の交付の申請が到達してから当該申請に係る交付金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。」となっているが、交付決定が遅延していた。</p>		

所 管 課	観光課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	社団法人佐賀県観光連盟補助
		補助団体数	社団法人佐賀県観光連盟
		補助事業費	171,957,595円
		補助金交付額	149,925,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付申請書及び実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。 所管課においては、審査を徹底されたい。</p> <p>① 補助金交付申請時と実績報告書で、事業内容が相違しており、補助金変更申請書を提出させるべきものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請時の「5 近距離圏観光客誘致対策事業」が実績報告書では、「1 観光誘致宣伝推進事業」に包含されて報告されており、申請時と実績報告で内容が相違していた。 ・運営費のうち、職員人件費の計上箇所が事業部門と管理部門に分けて計上されていた。 <p>② 実績報告書で、事業成果の記載方法を検討されたい。 実績報告書が活動報告書となっており、事業活動による具体的な成果の記載がなされていない。事業成果の記載方法を検討されたい。</p> <p>③ 補助対象外経費が補助対象経費に含めて報告されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職給与引当預金支出及び県から派遣された職員の人件費 		

所 管 課	林業課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助団体数	富士大和森林組合ほか22団体
		補助事業費	403,060,200円
		補助金交付額	163,409,970円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業の検査で、不十分なものがあつた。 佐賀県造林事業実施要領運用規程の「2 写真管理基準」において、完了部分における写真は縦横にポール等をおいて植栽間隔が確認できるものと規定されているが、ポール等が置かれず間隔が確認できない写真があつた。補助事業の検査を徹底されたい。</p> <p>(2) 造林補助事業のうち、間伐事業に係る標準仕様書（搬出間伐の取扱い）を早急に検討し、森林組合等を指導されたい。 森林組合は、林家から委託を受けて間伐業務を実施しており、森林組合</p>		

	<p>が搬出間伐材数量の確認と搬出間伐材の売上代金の受領を行い、林家との業務委託の精算において、搬出間伐材の売上代金及び搬出経費も併せて精算する必要がある。</p> <p>しかしながら、搬出間伐は、木材市場に搬出されているが、市場の精算書の相手方が森林組合（もちろん林家でもない）ではなく、間伐請負業者となっていた。</p> <p>これは、委託者と森林組合との業務委託契約書に搬出間伐材の取扱いに関する規定がないこと。また、森林組合と間伐請負業者との請負契約書（仕様書）に搬出間伐材の取扱いに関する規定がない（従来契約書を活用）ことから、このような不適切な取り扱いがなされていたものである。</p> <p>早急に間伐事業に係る標準仕様書（搬出間伐の取扱い）を検討し、搬出間伐材の取扱いを契約書等に明記させ、透明性を確保するよう森林組合を指導されたい</p> <p>(3) 実施要領の様式で改正を要するものがあつた。</p> <p>実施要領の様式第5号の「委任状及び精算依頼書」で委任状の文面を訂正するときは、連名で記載した者のうち最初と最後の委任者の訂正印だけでよい旨注意書きがあるが、文面の訂正については、委任者全員の同意がわかるようなものにされたい。</p>
--	---

所 管 課	農地整備課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県土地改良事業負担金総合償還対策事業（担い手育成支援事業・土地改良負担金償還平準化事業）助成
		補助団体数	佐賀県土地改良事業団体連合会
		補助事業費	161,938,901円
		補助金交付額	80,975,057円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>		

所 管 課	農地整備課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助
		補助団体数	神埼町土地改良区ほか22団体
		補助事業費	279,803,500円
		補助金交付額	189,761,775円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業者への指導で、不十分なものがあつた。 補助事業の実施において、執行上の課題を的確に把握し、補助事業者の事務処理が適正に行われるよう指導されたい。</p> <p>① 補助事業における工事を指名競争入札により執行しているが、指名業者の選定及び決定業務を市に一任していた。</p> <p>② 工事の執行にあたって、理事会の議決を経ていなかった。</p>		

所 管 課	新幹線・地域交通課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県バス運行対策費補助（生活交通路線維持費補助（車両減価償却費等補助））
		補助団体数	祐徳バス株式会社ほか2団体
		補助事業費	28,444,000円
		補助金交付額	13,503,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(2) 補助金の交付決定が遅延していた。 補助金申請年月日 平成23年11月18日 交付決定年月日 平成24年3月30日 決定までの処理期間 4か月以上（133日）</p> <p>(3) 補助事業の変更申請が必要なものがあつた。 当初の補助金交付申請時（新規導入6台）に対して、予算額（新規台数5台分）が不足するとして補助事業者に対して補助金を査定（87.2%）して内示を行い、交付申請を受理していた。 ところが、補助事業者からの申請書で、車両購入時期が遅れたことから当年度の減価償却額が減少し、予算額に余りが生じたが、所管課は交付決定額を見直さないまま、内示時点の補助金査定率で交付決定を行い、2月補正予算で予</p>		

	<p>算を減額しているものがあつた。</p> <p>所管課は、補助事業者の負担を少なくするためにも、補助事業者に予算の範囲内で再内示を行い、変更申請をさせるべきであつた。</p> <p>なお、国は同補助金（車両減価償却費等補助金）を満額支出していた。</p>
--	---

所 管 課	新幹線・地域交通課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県新幹線活用地域づくり事業費補助
		補助団体数	ハウステンボス連携誘客プロジェクトほか2団体
		補助事業費	16,315,180円
		補助金交付額	11,122,393円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>補助金交付申請書等の添付書類がその他必要な書類となっており、具体的に何を提出すべきか分からないものとなつていた。</p> <p>(2) 事業実施に基づく事業効果の検証方法を指導されたい。</p> <p>当補助金は補助期間が3年と短く、事業継続に問題があり、短期間での事業効果の発現に課題がある。</p> <p>各補助事業団体は、「新幹線活用プラン」に定める目標達成のため、各種の取組がなされているが、実績報告書では活用プランに定める目標に対する具体的な事業効果の検証がなされていない。</p> <p>所管課は、各補助事業者に具体的な事業効果の検証を指導されたい。</p>		

3 指定管理団体関係

所 管 課	スポーツ課		
団 体 名	佐賀県障害者スポーツ協会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	勤労身体障害者教養文化体育館
監 査 の 結 果	<p>(1) 備品の取扱いで、指導が不十分なものがあった。 県所有の備品と団体所有の備品が混じった管理簿が作成されており、所有備品の区分が不明瞭であったことから、備品の取扱いについて、指導を徹底されたい。</p>		